

環境社会配慮助言委員会

第20回 全体会合

日時 平成24年1月13日（金）15：30～19：01

場所 JICA本部 229テレビ会議室

（独）国際協力機構

午後3時30分開会

○河野 それでは、時間になりましたので、第20回の全体会合を始めさせていただきます。

議題をごらんいただきますと、今日は結構項目が並んでいますので、少し時間的に厳しい状況です。その点ご考慮いただければと思います。

では、第2議題から進めていきたいと思います。まず、エチオピアの緊急給水プロジェクトの緊急時の措置の取り扱いということです。

まず、審査部から簡単に経緯をご説明いたします。JICAのガイドラインの1.8項目では、緊急時の措置につきまして規定がございます。緊急を要する場合といえますのは自然災害の復旧等、ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がない場合を指しております。この場合、緊急のため、実施する手続きを助言委員会に報告することになっておりまして、今回はこの案件についてご報告させていただくということでございます。

○涌井 それでは、ご説明いたします。私は地球環境部水資源2課の涌井と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に資料がございますので、そちらをごらんください。案件名は「エチオピア国ジャラル溪谷及びシェベレ川流域水資源開発計画策定・緊急給水プロジェクト」というものでございます。スキームとしては開発計画調査型の技術協力でございます。本年3月から2013年8月までということで予定しております。カテゴリ分類はBでございます。

(4)の実施する手続きにつきましては、今説明がありましたので省略させていただきます。

本案件の目的でございますが、ソマリアに隣接するエチオピア国ソマリ州においては、ジャラル溪谷及びシェベレ川流域を対象とした給水計画を作成することとともに、このパイロットプロジェクトによりジャラル溪谷給水システムの改善を行い、併せてゴデ市の給水システムのフィージビリティスタディ（FS）及び緊急給水、ソマリ州全域を対象とした緊急給水を実施するというものでございます。

この背景としては、ご存じの方も多いと思うのですが、アフリカの角と呼ばれる地域は元来降水量が少なく、干ばつや食糧危機が発生しやすい地域でございます。ここで特に2010年から2011年にかけて雨季にほとんど降雨がございまして、現在過去60年で最悪と形容される干ばつが起こっております。同地域、アフリカの角地域に位置しております

ソマリ州でも同様に被害が深刻でございまして、特に村落部では井戸枯れが発生したり、隣国、ソマリアからの難民が押し寄せて給水需要が急増しております。このような中、短期的には緊急給水というものが求められておりますけれども、今後も同様の干ばつが断続的に発生すると予想されておりますので、効率的に水資源開発を進めていくための基礎データの収集、事業計画の策定及び行政における干ばつへの対応能力の強化も必要となっております。先ほど事業の目的で申し上げましたような案件を実施したいというふうに考えております。

具体的には言、ジャラル溪谷とそれからゴデ市に水資源のポテンシャルがありますので、この2つの地域を中心にプロジェクトを実施したいと考えております。ジャラル溪谷におきましては既に難民キャンプに給水しているシステムがございまして、これの改善を行うということを計画しております。この中で水源としまして深井戸を掘るということを計画しておりますので、その地下水の揚水による地盤沈下でありますとか、あるいは住民移転等が可能性としては考えられるということでございます。

今のところ、もう既に水源として多くの井戸があり、ポテンシャルもあると考えられますので、地下水の揚水による大きな地盤沈下等の影響は予想されないというふうに考えておりますけれども、当然そういう事態が発生しないように十分留意した事業計画とするということにしたいと思っております。また、発生した場合は正当な手続きを経るということになるかと思います。

それから、ゴデ市の給水システムのFS及び緊急給水といいますのは、ゴデ市も当然給水需要がひっ迫しておりますが、給水システムを新しく作る前の段階の、計画づくりからやる必要がある状況ですので、FSをやりますという内容でございます。そのFSは通常の手続きに従いまして環境社会配慮の団員も配置しまして業務を行うということで考えてございます。

以上です。

○河野 1点補足させていただきますと、実施する手続きでございますけれども、今回緊急性が高いということですので、本来であれば開発計画調査であれば、まず詳細計画策定調査を行わなければいけないのですが、この手続きを行わずに本格調査から始まるというものです。ただ、環境社会配慮についてはこの本格調査の中でしっかりと行うということでございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、何かご質問、コメントありましたらお願いいたします。

米田委員、どうぞ。

○米田委員 すみません、確認させていただきたいのですけれども、このプロジェクトで実施するのはその計画づくりのほかは深井戸を掘るということだけなのでしょうか。

○涌井 （ジャラル溪谷では）深井戸を掘りまして、そこから管路がもう既にございますのでそこにつないで、難民キャンプへ水を引っ張ってきて、既存の配水管を通じて配水をする、給水状況を改善するということを予定しております。給水ポイントを難民キャンプの中に増設するということも検討しております。

○米田委員 この事業の目的の2番と3番に緊急給水という言葉が出てくるのですけれども、これはあくまで計画だけということでしょうか。

○涌井 緊急給水と申しますのは今申し上げました、井戸を掘ってそもそも足りない給水量を増やすということと、それからゴデ市につきましては、計画づくりだけだと目に見える給水需要の改善はないということでございますので、給水車を供与するとともに、その給水車で給水するポイントを増やすということをも考えております。

それから、（3）の緊急給水と申しますのも、給水車を供与しまして、ソマリ州の水局が住民に対して給水を行うということを考えております。

○米田委員 わかりました。ありがとうございました。

○満田委員 そういたしますと、この技術協力とされているこの1つの調査業務の中に実際のその緊急給水というものも含まれているということなんでしょうか。

○涌井 はい、そうでございます。

○満田委員 つまり、技術協力でこれから調査をするというのはより長期的なものであって、それと同時に調査だけではなくて緊急給水も行うということのようなのですが。要はその2つを緊急性が高い緊急給水を環境社会配慮ガイドラインの緊急時の対応として手続きをスキップすることは一定の理由があると思うんですが、その給水計画ですとか水資源開発の調査についてもそれを適用するのはどうしてなのでしょう。

○涌井 調査のほうは具体的に申し上げますと、水利地質状況がよく把握されていないということで、地下水のポテンシャルを把握するための水理地質的な調査を行いまして、それに基づいてエチオピア政府でありますとか他のドナーが地下水開発を進めてもらうことを意図しております。そのためにはその水理地質図の作成につきましても早急を実施して、それを活用したエチオピア政府でありますとか各ドナーによる給水活動を迅速に立ち上げ

てもらいたいという趣旨でございます。

○満田委員 まず、その緊急給水という部分と開発計画が1つの技術協力として行われるというのがまずなぜなのかなという疑問と。それから、その開発調査という非常に長期的に給水を考えていくというものについてなぜ緊急時の措置というものが対応されるほどの緊急性があるけれども、でもフィージビリティスタディであって長期的なことを考えるんだという、それが何で緊急時の措置に該当するのかというのがわからなかったのですが。特に後者についてお答えいただきたいのですが。

○涌井 計画づくりがなぜ緊急時の措置に該当するかということによろしいですか。

○満田委員 そうです、はい。

○涌井 それは今申しましたとおり、非常にソマリ州の域内での給水状況というのがひっ迫しておりまして、給水状況を緊急に改善する必要があるというふうに考えております。ただ、何でもかんでもとにかく井戸を掘ればいいですとか、既存の古くて使いものにならない施設を改修すればいいというものでもございませんので、そういうことをすると時間とお金の有効利用ということにも反しますので、まずやはりきちっとした計画に基づいて緊急的な給水事情の改善も実施する必要があるであろうということで、その調査部分についても早急に実施したというふうに思っております。

○満田委員 もう1つ。すみません。そこまで急いでその緊急時の措置をとるほど緊急性が高いというご判断なのだと思うのですが、この緊急時の措置を適用することによってどのぐらいの時間がかせげて、それが非常に重要だと判断されるその理由は何なのでしょう。

○涌井 今回緊急時の措置ということで実はこれはJICAのファストトラックという案件にも指定されておりまして、そうしますと事前の調査あるいはコンサルタント等の調達にかかる期間を相当短縮して始めることができるという仕組みでございます。通常このような開発調査の立ち上げについては事前の調査、それからその後の手続きに半年から10カ月かかるのですが、その部分がほぼ短縮できます。それから、難民キャンプ等でUNHCRでありますとか、それからUSAIDのような援助機関が連携して給水事情の改善を図りたいということを申ししておりまして、具体的にはジャラル溪谷の難民キャンプに対する給水計画もUNHCRの計画とコラボレーションした形でやるということが予定されていますので、そういう観点からもスケジュールの調整、短縮したスケジュールで実施するということが必要と考えてございます。

○村山委員長 一通り手続きの問題についてお話しいただいたと思うのですが、影響のほ

うについても何か情報があればいただきたいと思います。カテゴリ分類はBということなのであまり影響はないというふうにお考えだと思うのですが。特に、溪谷で井戸を増設するということになった場合の住民移転の可能性ですね、例えばどの程度の人たちが住んでいるかとか、あるいは増設する場合に現状よりも何倍ぐらいの数になりそうかとか、そのあたりの情報はありますでしょうか。

○涌井 このジャラル溪谷の水源地、ソマリ州全体にも言えることですが、非常に乾燥しておりまして人口がまばらでございます。見渡したこの水源地において家は数えるほどしかないというような状況でございまして、パイプを引っ張ってくるところも道がサバンナの中に1本走っている程度であまり人はいないというような場所でございます。

それから、増設する数なのですけれども、現在その水源用の井戸として既に7つ井戸がございまして、このうち動いてないところをUNHCRが改修し、足りない水源として2つの井戸をこのプロジェクトで新しく掘るというようなことを考えております。

○村山委員長 わかりました。

ほかに。谷本委員、どうぞ。

○谷本委員 ちょっと基本的なところを教えてください、2点ほど。まず1点目、深井戸、深さどれぐらい掘られるか。乾燥地と言われているから、では帯水層を本当にきちんと確認されているのか。相当長い期間乾燥地帯であればなかなか地下に水ないと、そうすると本当に緊急という意味ではいけるのでしょうかけれども、なかなか長期的な視点からすると涸渇の危険性はものすごくあるということですから。どれぐらいの深さなのか、どれぐらい揚げられるのか、揚水されるのか、この辺をよく注意をしていただきたいと思います。

○涌井 今、正確な帯水層の深さのデータがないのですけれども、通常深井戸で水質に問題がないような深さとなりますと50mより深いというようなことになるかと思います。

それから、水資源のポテンシャルでございますが、ソマリ州の北に連なる比較的雨量の多い山地からインド洋に向かって水理地質上の傾斜というのがございます。ジャラル溪谷はその山地に降った雨が浸透して流れ下る溪谷の中に位置しておりますので、水資源のポテンシャルとしてはそれなりにあるだろうということは予備的な情報収集、それから既にエチオピア政府が所有しております予備的な水理地質図というものから判断しております。

○村山委員長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 すみません、途中から来たものですから、もしかしたら既に説明された内容

なのかもしれませんが、申しわけありません。私も満田さんと同じ疑問を持っているのですが、早い話がこれ具体的な計画づくりの部分と緊急給水の部分を分けて、緊急給水だけ早くやりたいというのであればわかるのですが、なぜ調査の部分についても緊急時の措置が必要なのかということの説明としていまいちよくわからないということだと思っ
ね。

緊急時の措置ということでどういう場合かというと、例えば今回との関係でいえば、ガイドラインが自然災害の復旧というふうに書いてあるわけですね。まさに今回ご提案いただいている緊急給水というのは自然災害からの復旧に当たるのだらうというふうに思うのですが、しかし今後も同様の干ばつが発生することが予想されるというものに対する対応として計画をつくるということがこの今回のガイドラインに書かれている緊急時の措置の要件に当たるのかどうかというのは、今の説明では正直私はよく飲み込めませんでした。

以上です。

○涌井 ご存じのとおり、ソマリ州は非常に乾燥している地域でございます、今回の干ばつだけではなくて、断続的に、特に1990年代の終わりぐらい、2000年代ぐらいからほぼ2年に1回というような形で雨の少ない年が来ております。従って給水事情は継続的に良好ではございません。今回60年ぶりの干ばつということでございますけれども、来年、再来年、さらにまた給水事情が厳しくなる可能性というのは十分ある地域でございます。ですので、普通の調査に2年というような期間をかけて、それからさらに給水施設の整備をやって給水事業を改善することよりも、もうちょっと即効性のある形でこの地域の給水事情を改善して、難民もどんどん入り込んでおりますので、貢献していきたいということを考えてございます。

○村山委員長 短くお願いします。

○福田委員 すみません、もう1個伺いたいのですけれども。そもそもガイドライン上の詳細計画、ごめんなさい、今飛ばそうといっている3の4の2の手続き、詳細計画策定調査を行うのに6カ月から10カ月かかるという先ほどのようなご説明でした。これを短くすることは困難なのですか。カテゴリBなのでそれだけ時間がかかるというのも私はよく知識としては知らないのですが教えてほしいのですけれども。

○涌井 通常いわゆる開発計画策定型技術協力を立ち上げる前には、まず詳細計画策定調査を実施するためのコンサルタントの調達手続きというのが必要でございます。これは公示による選定プロセスを経た後、エチオピア側からその受け入れのための確認を取り付け、

（現地で）情報収集とプロジェクトのフレームワークの議論をして、枠組みについてまず合意致します。帰ってまいりまして、さらにそれについてその内容で良いかというようなことで内部で検討し、O.K.となりましたらさらに今度は本体の業務実施契約を行うためのコンサルタントの選定手続きというのがございます。これも業務指示書の中身の検討でありますとか、調達のための公示、それからプロポーザルの評価、契約交渉というような一連の手続きを経るということが必要でございますので、通常それくらい立ち上げにはかかってしまうということでございます。今回この詳細計画策定調査をスキップするということで、そういったところの短縮をしたいということでございます。

○村山委員長 福田委員、ありますか。

○福田委員 すみません、今のご説明、あと長かったのでよくわからない。詳細計画策定調査のコンサルタントの工事入札という手続きでどれぐらいかかるのですか、具体的に。

○涌井 そこは1.5カ月ですね、ほぼ。

○福田委員 要するに追加的にかかるというのはその1.5カ月と詳細計画策定調査にかかる相手国政府との合意形成ということではないのですか。

○涌井 詳細計画策定調査とその後の調査本体のところの部分が省略できるということでございます。

○福田委員 ただ、その調査本体の中身が結局いきなりこの詳細計画策定調査をすっ飛ばしたところでその本体調査の中でやるわけですね。だから、そこは同じなのではないですか。

○涌井 本体調査は同じでございます。本体調査の詳細についてでしょうか。

○福田委員 結局ここでやるべき環境社会配慮というのは、後ほどの本体調査の中で行われるということなので、そこは結局かかる時間としては同じじゃないんですか。

○涌井 その調査の中身については詳細計画策定調査に準じたものを実施するということになると思います。

○福田委員 そうするとやはりどうしても6カ月から10カ月余計にかかりますという説明がいまいち納得できないんですけれども。

○涌井 詳細計画策定調査を終えて、その後のいろいろな内部の手続き等も含めて6カ月から10カ月が短縮できるということでございます。

○村山委員長 この議題はあくまで報告ですので、いろいろとコメントいただいたことをぜひご検討の材料にさせていただきたいと思います。私を含めて今日初めて聞いている状況

なので、もう少しわかりやすい情報をいただきたいというのが1つです。

それからもう1つは、これについてはカテゴリBなので本来助言というような形で委員会がかかわるものではないのですが、そういう意味で審査部としてどういうふうにかかわれるかということもぜひ情報の中でいただければいいのかなと、これは今後の案件も含めてお願いしたい点だと思います。

では、大体よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、最初の議題についてはこのあたりで終わらせていただきたいと思います。

次が案件の説明で、こちらについてはカテゴリ分類の変更ということです。資料が横長のものがありますのでこちらをごらんください。

では、ご説明をお願いいたします。

○河野 まず審査部から簡単に概要をご説明します。

本案件はPPPの調査の案件でございまして、昨年5月にドラフトファイナルレポートの助言委員会ワーキンググループを開催しまして、6月の全体会で助言が確定しておる案件でございます。

当初、環境カテゴリはAだったのですが、その後のスコープの変更に伴いまして今回カテゴリBになったということです。したがって、その変更の内容についてご説明させていただくということでございます。

○安井 それでは、説明に移らせていただきます。私は民間連携室海外投融資課長をしております安井と申します。よろしくお願いいたします。

本日説明申し上げますのは、今事務局のほうから説明があったとおり、ベトナム社会主義共和国ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業ということでございます。それでまず目次は飛ばさしていただいて、経緯から説明をさせていただきたいと思います。

今簡単に説明がございましたとおり、本事業につきましては2010年、一昨年ですけれども、12月にPPPFsとして調査を開始いたしました。そのときの調査の実施主体はワールドリンクジャパン、それから野村総合研究所であったということでございます。その後、年明けて2月にワーキンググループ、その際にカテゴリ案件として分類をされております。前回この際にA案件としてカテゴリされた理由、また今回B案件として変更させていただく理由につきましては追って説明させていただきます。

それからあと、5月に助言委員会のワーキンググループを開催いたしまして、7月に

PPPFSを終了しております。ただ、PPPFS終了いたしましたけれども、一部詳細に事業スコープについて固めきれなかったところもございまして、さらなる調査が必要だという状況になっておりました。

その後10月というふうに書いてありますけれども、企業A、そちらのほうから環境配慮型工業団地関連事業への融資申請がこちらに届いたということでございます。すなわち7月から10月にかけて、PPPFSで行った事業計画を踏まえた形で内容をさらに詰めて、かつ事業者の立場からさらに実施可能性が高いものとして案件形成が進められてきているものでございます。それで、11月に現地事業関係者との協議を私どものほうとさせていただきまして、新規案件としての審査準備を12月から開始しております。

この下の四角に書いてございますけれども、私どものほうでこの事業の概要を確認させていただいた結果としまして、PPPFSをやった時点から比べまして申請事業と調査完了時の事業コンセプトが多くの方で異なっておりました。そういった意味から、私どもとしては新規案件として審査を行う方針としております。その結果としまして、事業内容から環境カテゴリB案件と判断しております。追ってAからBへの変更理由につきましては説明を申し上げます。

次のシートでございまして、ではPPPFS調査時から今回の事業の内容ですけれども、どこが違うかといった点を一覧表で説明させていただいております。まず、事業内容は次に説明しますが、事業内容が違うということ、対象が違うということと、あと事業実施者もそれによって変更されております。先ほど申し上げました企業AがこのPPPFSの調査結果を参考としつつも、調査実施者とは別企業の観点からみずから事業実施可能性があるものとして事業計画を作成し直しました上で融資申請を行っているという状況でございます。

対象事業、あと事業実施者の比較はここに書いてあるとおりなのですが、PPPFSの際には、工業団地ユーティリティ事業と給水事業、この2つが提案がございました。具体的には工業団地ユーティリティ事業につきましては、Thuan Dao 工業団地、こちらはユーティリティの供用内容としましては給電、廃水処理、配水、廃棄物保管ということでございましたけれども、今回は2つのThuan Dao工業団地に加えまして、Phu An Thanh工業団地が加わっております。それとともに対象となるユーティリティも企業Aが特にノウハウを持っているところの給電、廃水処理に限定しているということでございます。

それからあと給水事業ですけれども、こちらももともとはDuc Hoa 地区、Ben Luc地区

ということでございまして、詳細は未定だったんですけれども、今回企業Aが調査をした結果としまして、地域につきましては引き続き継続、すなわちDuc Hoa 地区とBen Luc地区でございまして、その水の供給対象地がDuc Hoa地区につきましては、上の工業団地と重なりますがThuan Dao 工業団地、それからPhu An Thanh工業団地の2つの工業団地と、あとは公社Aといいます水道公社、こちらのウェイトは非常に小さいんですけれども、一般の水道公社にも売水を行うということになっております。

それからBen Luc地区につきましては、企業Bという現地の開発会社がございまして、そこが開発する地域、それから同じ企業が経営する工業団地、こちらに対して、水を供与、供給するという形でスコープが変更されております。

それで事業実施者ですけれども、もともとは企業C、企業Dという現地の企業でございましたけれども、今回は日本の企業である企業Aがこの環境ユーティリティを供与するといった技術をメインに提供しつつ事業を実施するということで、この企業Aあるいは企業Eが現地の工業団地運営会社、あるいはその地域を開発するデベロッパとパートナーシップを組みながら事業を実施すると、そういったスキームでございます。

引き続きPPPFS調査との相違点ということでございますけれども、PPPFSの時点ではあまり明確に決められていなかったのですけれども、本事業につきましては排水の水質に関する基準が設定されまして、この工業団地の中に入ってくる入居企業に対して関連契約、入居企業と工業団地との間の契約の中で排出基準等々の徹底を図る事業内容に確定しております。それから事業のコンセプトにつきましても環境対策を直接行う事業から、環境配慮を徹底する工業団地の支援に変更ということです。

これは何を意図しているかといいますと、PPPFSの際には郊外型の企業を主に集めてそこで排出される廃水を一気に処理すると、そういった内容だったのですけれども、この事業会社である企業Aの判断として、さすがにそこまでやってしまうと負担が大きいということで、郊外型の企業を、誘致はしますけれども、それを主体にするのではなくて、それも含めた形で一般的な企業を受け入れると、そういったコンセプトに変更しております。

具体的な排出基準と事業特性、ここに書いておりますけれども、工業団地入居企業の排出基準でございまして、PPPFSの際には具体的に事業として固まったものではないのですけれども、レポート上としましては入居企業の排出基準としまして、ベトナム国のB基準。これは下に書いてございますけれども、B基準と申しますのは、排水を生活飲料水の水源以外への放流する場合の排出基準ということになっております。それから工業団地

から2次処理を行った上で排出される水の基準としましてはA基準、これは排水を生活飲料水の水源となる河川へ放流する場合の排水基準ということでございまして、この基準自体はベトナムの基準ですけれども、日本あるいは他の先進国と比べても同等あるいはそれよりも厳しい基準であるといったところは確認しているところでございます。

下の事業特性でございすけれども、もともとPPPFSの調査の中では工業団地が集中廃水処理施設、2次処理を完備し入居企業からB基準で排出される工業廃水を一括処理することで工業団地からの排水管理を行い環境対策を図るということで、もともとは上にも書いてありますけれども、入居企業はB基準で排水すると、それを2次処理でA基準で一般の河川に排水するとそういった形でございました。それが今回新しい事業では、入居基準の排出基準、一般的には引き続きB基準ということでございすけれども、重金属類につきましてはA基準ということを入居企業に対して求めるといったコンセプトに変えております。これは企業Aとして、現実的には重金属類についてB基準で排水を引き受けてそれを処理するということは現実的には非常に難しいと、それを一体どういった重金属が入っているかわからない状況でそれを引き受けるということは難しいということで、A基準まで各入居企業に処理をしてもらおうと、そういう形になっております。その結果としまして、2次処理におきましてベトナムの基準としてA基準をさらによりしっかり守って排出していくと、そういったコンセプトになっております。

事業特性ですけれども、ここに書いてあります、今申し上げたとおりでございすけれども、工業団地が廃水処理施設を完備しながら入居企業からの排出基準をB基準としまして、重金属類については一次処理でA基準まで処理することを義務付けて、他の関連契約と合わせて関連法規制を遵守する管理体制を敷くということでございます。それによりまして環境対策を万全とし、入居企業側のそういうリスクの低減、環境配慮企業としてのブランド向上に資することを目的とすると、そういう形になっております。

以上がPPPFSと今回の事業の相違点でございすけれども。

今回改めて今回の事業につきまして簡単に紹介させていただきたいと思います。今回の事業ですけれども、まず場所なのですが、ベトナムのホーチミンの近郊、南西大体30kmくらいの位置にございすけれども、ロンアン省というところでございます。右上の方により細かい地図を書かせていただいておりますけれども、この事業につきましては先ほど申し上げましたとおり、4つのサブプロジェクト、すなわち2つの工業団地のユーティリティ供給事業と2つの給水事業から構成されております。お互いに非常に複雑に関与していてわ

かりにくいのですけれども。まずユーティリティ供用事業につきましては下の方の点々の四角の中にさらに緑色の四角で書いてありますけれども、そちらの上からPhu An Thanh工業団地、それからThuan Dao工業団地、この2つの工業団地に対する廃水処理施設と給電のサービスを行うという事業でございます。これが2つのユーティリティ供用事業でございます。

それから、給水事業でございますけれども、1つは同じ点々の四角に書いてございますけれども、Ben Luc地区給水事業、これは丸いところに給水プラントございますが、正確にはPhu An Thanh工業団地の中にこの給水プラントがつくられます。それで、取水なのですけれども、左側に青い細い線がございますが、これはバンコ川といいましてカンボジアを源流とする河川で、水量は相当豊富です。幅も相当あります。そちらのほうから工場わきから取水をしまして、それでPhu An Thanh工業団地とThuan Dao工業団地に水を供給すると、一部につきましてはロンアン省の給水事業体に対して給水を行うという事業でございます。

最後の給水事業が左の上でございますけれども、丸い赤いのが給水プラントでございます。これは地区の給水プラントを同じくバンコ川から取水しまして、これをTan Duc工業団地に供給するといった事業でございます。

次ですけれども、事業の背景を説明させていただきますと、まず1点目としましてベトナムの工業化と工業団地ということで、ご承知のとおりですけれども、ベトナムにおきましては工業化に伴いまして、工業団地の整備が急速に進展しております。そういった中でホーチミン市内あるいはブントオ州とか付近の州では、近郊地域では、工業団地が非常に過密状態になっているといった問題があります。一方では、政府としましてはこういった廃水処理は不十分な工場等につきまして郊外に移転をさせたいと、そういった中で、一方で工業用水の過剰な地下水依存が進行している。この近郊の工業団地のほとんど、あるいは生活用水の相当の部分は地下水のくみ上げで行われております。そういった観点で各地で地盤沈下が深刻化しているということでございます。

それに対してロンアン省なのですけれども、ロンアン省はこういった工業団地を積極的に受け入れて開発を、自省の開発を進めていきたいという中で、産業開発を重点分野に特定しております。ホーチミン市及び近郊地域からの産業の受皿となることを目指しているということと、その産業を重点的に誘致したいと。もう1点なのですけれども、中でも高い技術力を有する日本企業の中小企業の誘致に積極的であるということ。それから、そのた

めということも含めてですけれども、これらについて環境配慮型のものをつくっていきたいと、その1つとして表層水を利用した上水事業を積極的に推進していきたいというふうに考えているところです。

事業目的ですけれども、環境配慮型ユーティリティにつきましてはロンアン省における、こういったロンアン省におきましては工業団地あるいは工場を積極的に誘致しているところでございますけれども、環境配慮型工業団地を整備するためにユーティリティ・サービスを提供していくということでございます。郊外産業型も操業可能な工業団地を整備することによりまして、同省の投資環境整備、環境保全を図り、もって同地域の産業基盤の強化、持続的な経済発展に寄与するといったものでございます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、地下水の利用が相当進んでおりますので、地盤沈下を防ぐために表層水を利用した給水施設を整備していくということでございます。

もう1つの大きな理由としましては、日本の中小企業、今まさに政府の方でも積極的にうたっていますけれども、中小企業の海外展開という日本の政策がある一方で、ロンアン省としてはこういった企業を受け入れたいというふうに考えておりますので、そういったところの受皿をつくっていくといったところでございます。

それから最後のシート、最後から2つ目ですが、事業概要でございますけれども、まず環境配慮型の工業団地向けユーティリティ事業ですが、環境配慮型工業団地向けに給電・廃水処理といったユーティリティ・サービスを提供するための施設整備、運営維持管理を実施するということです。企業Aが各工業団地と一緒にあって、現地に事業会社をつくると、その事業会社が給電設備あるいは排水処理施設をつくった上で、運営維持管理を行っていくというものです。スペックにつきましては下のところに小さい字で書いてあるとおりでございます。

それから、給水事業ですけれども、こういった工業団地等に向けまして地下水ではなく河川水を利用した給水を、同じように企業Aあるいはこういった工業団地あるいは不動産デベロッパと一緒にあって現地に事業会社をつくりまして、建設それから維持運営管理を行っていくということでございます。

環境カテゴリ分類Bと書かせていただいておりますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、前回PPPF調査におきましてはまだ事業スコープがカチッと決まっていたものではございませんでした。今回、企業Aがまさにみずからの責任で事業実施するという観点で事業形成した中で、先ほど申し上げた入居企業に対してより厳しい排水基準をも

った排水を行うと、これを担保することによって重金属を扱うという企業につきましては各生活排水レベルまで廃水処理することを契約で義務づけまして、事業で扱う廃水につきましては影響を及ぼしやすい構成要素を含まないと、そういうことから主な理由としまして前回A案件だったところを今回カテゴリBというふうにつけ直しているところでございます。

それから、土地の収用の関係なのですが、ユーティリティの施設につきましては既に開発が行われている工業団地の中を使うということ、それからあと給水の上水プラントにつきましても同様に既に開発が進められている団地の中で土地が受けられるということ、それから排水のパイプにつきましてもロンアン省が道路脇のロンアン省所有の土地を無償で供与してくれるということでございまして、この事業からは住民移転は発生しないということを確認しております。

最後、今後のスケジュールですけれども、2月に融資の審査を行った上で3月に融資契約を締結、それで早ければ5月には着工したいと、そういったスケジュールを考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

今ご報告いただいた内容の半分ぐらいはもう既にここで議論していますよね。ですから、改めてご説明いただく必要はなかったように思います。特にワーキングで扱われた委員の方々に何かコメントがありましたらお願いいたします。岡山委員。

○岡山委員 すみません、2つ教えていただきたいのですが。私実はこのワーキンググループのときには入居する企業さんには例えばISO14001をとっていただいたらぐらいのことを確か申し上げたんですけれども、実際にはそのようにきちんと管理できる、あるいは重金属等を扱わない企業が入るという条件になったので、環境的には多分影響は低いだろうということが最後に挙げられているのがBになった1つの理由かなというふうに考えます。

確かこのベトナムにおいてはメッキ工場が特に多くて、そのメッキ工場による環境負荷、環境影響が非常に高いというのが現状であったというふうにご説明で聞いているのですが、そういう工場を逆に排除してしまうと実はこの周りでますます結果的に環境負荷の高いイリーガルな工業団地ができ上がってしまわないかなという、すみません、単なる懸念なのですが。それが1つ。

それともう1つは、廃棄物管理がなくなっているんですけれども、スラッジ、恐らく排水

処理を行いますのでその汚泥及び、それでも産業から出てくる廃棄物等あるかと思います。この計画、確か記憶では、別のところで廃棄物処理は最終的には行うということだったのですが、そこに送る前にその域内で一時保管する必要はないのでしょうか。

以上、2点です。

○安井 まず1点目なのですがすけれども、すみません、私の説明が若干悪かったのかもしれませんが、重金属を扱う企業を排除するといったものではございません。ですので、メッキ工場につきましても排除するものではございません。ただ、そういった企業ばかりを受け入れるというものではない。それは二次排水処理の負担を過度にしないということなのですけれども。

もう1つ申し上げておきたいことは、入居企業、これが工業団地と契約を結ぶ際に当然この基準というのをしっかり守らせると。仮に守らない場合にはユーティリティの供与を止める、あるいはその工場での操業を止めると、そういったことも契約に盛り込んでいくといったことを考えております。

それと、あともう1つは廃棄物管理につきましては、実を言いますと排水処理施設の規模もちょっと変わっておりまして、もう一度今回審査に行って確認しなければいけないというふうに考えております。どの程度の廃棄物がスラッジが出るかとか、あるいはそれをどう管理するか。恐らく以前説明したところと変わっていないのだと思うのですけれども、ここはすみません、現地に行って審査の段階で確認させていただきたいと思います。

○村山委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。平山委員、どうぞ。

○平山委員 2点お伺いしたいのですけれども。1つは、重金属型の工場を移転させるということだったのですけれども、そのもとの地域の重金属による汚染の後始末といいますが、紛争といったものはあるのかということが1点。

もう1つは、各自EIAを作成するとか、契約で排水基準の遵守を義務づけるということですが、この話については以前もお聞きした記憶がありますが、契約でうまく守られるものなのだろうかということ。それを最初に申しました現在汚染されている地域での、その移転元の地域での紛争との関係でご説明願えればと思います。要するにこのような対応で大丈夫なんだろうかということが非常に疑問です。

○安井 ありがとうございます。1点目の元の地域の話なのですけれども、実を言いますと、今まさに入居企業を集めているというところがございます。そこは若干事業の切り分けと

いうところもあるのですけれども、今回の事業につきましては工業団地そのものではなくて、ご承知のとおりだと思いますけれども、ユーティリティの供与事業ということで、基本的にはそのユーティリティ自体がどう影響を与えるか与えないかといったところを確認したいということと。

もう1つは、当然工業団地も関係してくるところですので、そこもチェックはしてくるということなのですけれども。そういった中で工業団地とまさに関連する事業の中として、今ご指摘のあったところ、恐らくまだ入居企業というのは決まっていないところも多々あると思いますので、そういったところも含めて確認はさせていただきたいなというふうに考えております。まだ具体的にどういった企業あるいはその前の状況がどうだったかというところの情報は正直言ってまだ手元にはございません。それは現地に行って確認させていただきたいということです。

それからあと2つ目の、ご指摘のとおり契約で守られるかどうかというのは私たちも同じ懸念を持っておりまして、ただ先ほど申し上げましたとおり、1つは強行的な措置をとると。要は排水基準を守らないということであれば、そこはそもそも水を止めてしまうといったところを担保して、その状態が続かないといったところを確保するということと。

それからあと、ここが1つの大きな変更点でもあるのですけれども、もともとは事業実施者としては現地の工業団地の会社がそのユーティリティをやるという想定だったのですけれども、今回はまさに日本企業である、かつ企業Cという環境を銘打って海外に出ていこうという企業が責任を持ってこの事業をやっていこうということで入ってきておりますので、仮にそういった、1つは汚染、若干基準を上回るような排水を受け入れたとして、それを彼らの責任の中でしっかりレクテーション等もありますので、維持されるであろうということと、これは感覚的な話だったのですけれども。もう1つは、当然二次排水処理が外に出されたところのモニタリングは当然計器等そろえながら行っていくと。それをもってチェックをしていくということになります。

それで、すみません、もとへ戻っちゃいますけれども、結局入居企業にどう守らせるかといったところの措置としては、入居企業に対してもユーティリティを供与しないと、そういった企業に対してはですね、それをもって管理をしていくと、そこが正直言いまして最大の手当てになってくるのかなというふうに考えております。

あとすみません、もう1つ思い出したところで。当然入居企業が入ってくる際には、工業団地だけではなくてこの企業Aが何らかの関与を今しようというふうに取り組んでおりま

す。要はいかにも守りそうじゃないという企業については企業Aが、結局水を受けるのは自分たちですので、自分たちとしても責任が持てるような企業に入ってきてもらおうと、まだそこまで固まっていけないのですけれども、そういったところを目指しているというふうには聞いておりますので、その辺も審査の中で確認していきたいというふうに考えております。

○岡山委員 すみません、もう1つですけれども。各自EIAを作成しということをやちょっとどういうふうなものかというのを聞きした趣旨が後半にお答えいただいたところをちょっと聞きたかったところなのですけれども。そうすると、そのEIAを作成するときにはそのコンサルタント会社と一緒にEIAを作成することと考えてよろしいのでしょうか。

○安井 すみません、EIAにつきましては各入居企業が行います。そのEIAを行った上でどこまでチェックするかというのは審査で確認しますけれども、企業Aが恐らくどういった企業か、可能であればEIAの状況なんかを見ながら工業団地に対してこの企業はどうかといったサジェッション、あるいはもう少し強い発言を行っていくということになるのではないかなというふうに考えております。

○岡山委員 そうしますと、最終的な制裁のあり方というのは結局のところ給電とか給水とかを止めるということになると思うんですけれども、その内容というのは例えば1回でも排水基準違反をしたら永遠に止めるとかそこらの中身がですね、例えば1週間だけ止めるということであれば少々基準違反をしたっていいじゃないかというふうに多分考えると思うんですけれども。そのような基準の中身というのは大丈夫なのでしょうか。

○安井 ご指摘のところごもっともだと思います。実を言いますと、今回まだ事業としましてはこの入居企業に対する契約といったものは、今はまだその点についてはまだ固められていない状況です。その点を含めて審査の中でどの程度強固な措置を契約の中に盛り込むかどうかといったところも確認して、私どもとしてこれで十分でないということであればそれを変えてもらおうと、そういったところで手当てをしていくというふうに考えております。

○平山委員 そういたしますと、環境カテゴリー分類をBに落とすということの実態的な意味といたしますか意義といたしますか、そここのところに疑義が生じているということではないのですか。

○安井 そういった意味で申し上げますと、今回Bというふうにカテゴリー分類したということは、まさにこの契約、入居企業と工業団地との契約の中でまさにできる限り厳しい条

件づけを行っていくということを担保するということだと考えております。

○平山委員 そこに疑義があるのではないかとということです。

○福田委員 ご説明いただいてありがとうございます。まずちょっと確認があるのですが、これは融資を受けるのは企業Aという日本企業であるということを確認したいということと。

もう1点は、新しいプロジェクトの設計になった後についてはEIAは作成されていないという理解で正しいのか、ちょっとその2点を確認させてください。

○安井 この事業の融資を受けますのは、現地に新しく設立される現地の事業会社、現地の株式会社になります。それでその出資者として企業A、それと、これサブ事業によって違いますけれども、工業団地の運営会社、これが共同で、あとすみません、企業E、企業F系の商事会社ですけれども、こちらが出資をして現地に事業を設置すると。それに対してJICAから海外投資で融資を行うと、そういったスキームになります。

それから、EIAにつきましては、このユーティリティ事業に個別にEIAをつくるということではなくて、工業団地のEIAの中で今作成され済みの状況でございます。

それで、給水のほうは、これ自体が事業としてEIAを作成しているということでございます。

○福田委員 ごめんなさい、私の飲み込みが悪いのですが、その企業Aと企業Eが出資を現地にできる運営会社に出資を行うというのはわかったんですが、その融資の受け手はだれなんですか。

○安井 融資の受け手は現地の事業会社になります。

○福田委員 わかりました。

それから、EIAの関係なのですが、工業団地に関してはこのユーティリティ事業と離れて工業団地自体のEIAが存在していて、それはもう既にJICAとしては入手しているということとでよろしいのですか。

○安井 そのとおりです。

○福田委員 はい。それから、最後なのですが、確認が多くてすみません。給水事業の関係は、結局EIAは今行っているんだけれども、それとは関係なくJICAとしては審査を終えるよ、先ほどのスケジュールでいえば3月までに審査を終えてしまうという、そういう理解ですか。

○安井 いえ、審査が終わる時点ではEIAは終わっててもらいますということです。です

から、今申請中のEIAにつきましても審査期間中にEIAの承認がとれて、それを審査の中で確認をするといったことを考えております。

○福田委員 今1月の半ばで、審査は3月までにやると、その間に向こうの政府の承認がとれたEIAが完成するということですか。

○安井 おっしゃるとおりです。すみません、EIAはもう作成済みなのです。なので、それはもう入手しているのですけれども、1つにつきましてまだEIAの政府の承認待ちという状況です。それはもう近々とれるというふうに聞いております。

○福田委員 ここから先は意見になるのですが、カテゴリBに落とすというのがどうなのかなという印象を私も平山先生と同じで持っているんです。何でかということなのですが、やはり契約で担保すると、あるいはEIAを入居企業に出させるということは結構だと思うんですが、その部分がどのようにそれで本当に担保されるのかというのをまさにチェックするプロセスとしてやはりきちんとした審査をしたほうがよいのではないかというふうに私は考えています。

何でこのようなことを申し上げるかということ、私が昔当時のJBICの皆さんと議論していたプロジェクトにタイの汚水処理プロジェクトがありまして、そのプロジェクトは重金属については各排出企業が処理するという前提で、重金属処理を前提としない汚水処理プロジェクトということで、当時カテゴリBに分類されていたのですね。ところが、本当にでは各企業が重金属を処理して出してくれるのかということについて大きな疑問が住民からも発せられて、本当に大丈夫なんですかということで非常に大きな紛争になり、工場融資をしていたADBは環境調査をやり直し、最終的にはそのプロジェクトは途中でストップして、JBICが行った融資は全部返済されたというそのようなプロジェクトが昔あったんですね。

契約で守らせる、あるいはEIAを出させるということはもちろん結構なのですが、なかなかそれが実際守られるのかどうかということを見えていく必要があると思いますし、実際何か重金属が仮に出てきた、あるいは基準を守らない排水が出てきたというときに、それに向けてどのような対応を緊急時の対応として行うのか、あるいはそのためのモニタリングをどのくらい厳密にやるのかといったことについては、やはりEIAを出させてそれを審査するという体制でJICAとしては臨んだほうがよいのではないかというふうに私は考えていますので、ちょっとBでいいのかなということは私も平山先生と同じく疑問に感じるところです。

○村山委員長 ではほかにいかがでしょうか。作本委員。

○作本委員 作本です。私も今この件初めて聞くのですけれども、ということで知らないことがあるかもしれませんが。今この件を聞いていて、やはりタイのマープタットの工業団地の事件を思い出していたのですね。もう皆さんご存じでしょうけれども、大気汚染の問題、今回は重金属、その程度の度合いはどちらが重いかははっきりしているわけがありますけれども。あれはEIAをやることで、初期段階ではチェックができる。だけれども、事後どこの企業が重金属出すかわからないというところで、当該企業、関係企業だけの私的な契約だけでこれを取り締まるのは無理ですね。ここにはやはり工業団地が例えばタイの場合には工業団地省というのですか、ああいうような行政機関が監督するというのが一応形式上あったわけではありますが、この国であるかどうかわかりませんが、そういうようなことがあるかどうかは問題です。

あるいは、私はタイの場合に議論が最終的に足らなかったと思っているのは、やはりこういう重金属あるいは化学関係の汚染の企業が集まる場にはやはり総合的な排出規制といえますかそういう視点を検討に入れないと、一定の汚染が集中した地域でありますので濃度規制だけではだめだと、各企業がそれぞれバラバラにやって汚染物を排出した場合にはもう取り返しがつかないわけですね。そういう意味では今のような対応というのはやはり環境リスク感の不足、今回も地震があったわけですから、リスク感をやはりもっと積極的に持たなきゃいけない、こういう事例ではないかと思うんですね。

その意味では単に各企業に重金属のアセス、モニタリング、あるいは私的契約で縛るというだけでは全く不十分だというような認識を私は持っています。

○村山委員長 松本委員。

○松本委員 もう1点、やはりPPPでやっているという意味では非常に大きい試金石になる。つまり、モニタリングの公開ってどこまでやれるのかというのは非常に注目されると思うんですね。つまり、みんながこぞってデータを握りつぶしてしまえば、要するに何が起きているのかわからない状態が続いてしまう可能性もあるわけですから、一体PPPの事業でどこまで、モニタリングの情報が公開されるのかということも含んで、これは今まで以上に慎重にやらなきゃいけない事業であって、AからBにするというようなそういうレベルではないというふうに私は思います。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。大体よろしいですか。

カテゴリーの分類については、これは助言委員会で議論しているというよりはJICAのほう

で議論されて決めていることなので、それについてはこちらの本分ではないのですが、ただ一方でともとAという扱いで、ワーキング2回やっているわけですね。それで、助言もこちらから出しているという意味では、委員会としてはそれなりに労力をかけてきたという経緯があります。そう考えると、今日のご説明はそれをどういうふうに扱っておられるのかがよく見えない。つまり、これまで議論してきたことがどういうふうに生かされるかということがよくわからない。ある意味で議論したことを今回また繰り返している部分があるような気がするのです。確かに設定が変わったからBにするというご意見はわかるのですが、ではそれによって今までこちらで出した助言がどういうふうになるのかということについて、もう少し詳しくご説明をいただいたほうがよかったかなというふうに思います。

それをまた今日議論するというのは多分無理なので、別の機会があればいいとは思いますが、せっきく出した助言がどう生かされるか、あるいはこの助言については状況が変わったから恐らく考えなくていいだろうとか、そういうことがあってしかるべきかなと思うんですが、いかがでしょうか。

あるいは、今回それが難しければ次の段階、レビューの段階がもしあるとすれば、そこでまたご報告いただくとかいうような形もあるかなと思います。

○河野 わかりました。環境カテゴリが当初のAからBになりましたのでワーキンググループを開催するかどうかということをご議論いただきたかったのですが、委員長からお話が出ましたように、前回頂いた助言への対応に関する説明が必ずしも十分でないというご指摘がありました。実はその点につきましては我々としてもペーパーを準備しているのですが、時間的な関係もございますので、頂いた助言に対してどういった対処をしたかということを実務のワーキンググループの中でご説明させていただくということではいかがでしょうか。

もともとのこの案件について仮置きで1月30日にワーキンググループを準備しておりまして、そこで過去の助言も含めてご説明させていただきます。

○村山委員長 わかりました。少し誤解していましたが、ワーキンググループ開かれるということですね。

○河野 環境カテゴリがAからBになりましたので、助言委員会の対象としないというご判断もあるのかと思っていました。もし仮にワーキンググループを実施することになった場合に時間的な制約もあるので、仮置きで30日にワーキンググループの時間を確保しており

ます。

○村山委員長　そういう意味では今日いただいたご意見からすると、これはワーキングを開くという方向に自然になるとは思いますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、カテゴリ分類は変更されるけれども、ワーキングを開いて助言委員会でも議論をするということですね。

はい、ありがとうございました。

では、3つ目の議題についてはこれで終わらせていただきます。

4つ目が、今の点も含めてワーキングのスケジュールの確認ということになります。では、ご説明をお願いいたします。

○河野　それでは、お手元のペーパーに沿って確認させていただきます。

まず1点目が、フィリピンのCALAXスコーピング案ですね。これが2月3日の金曜に予定されていまして、今予定されているのが6名の方、日比先生、平山先生、満田先生、柳先生、松下先生、松行先生ということでございます。それで、もともとの方が日比先生、それから、満田先生までなのですが、柳先生、○のついている方々は、このワーキンググループへの出席をご希望された方と理解しております。

この6人の方でよろしいでしょうか。

○石田委員　すみません、今日メールで。

○河野　では石田先生も参加をご希望されるということですね。

○石田委員　ちょっと印刷間に合わなくてごめんなさい。

○河野　ここに書かれている委員で都合が難しくなったという方がいらっしゃれば、この場でおっしゃっていただければと思います。

それでは、この7名ということで2月3日は確定させていただきます。

続きまして、インドネシアのジャカルタ都市高速鉄道ですが、これは2月10日、金曜日の予定でございまして、もともと予定された先生が作本先生、武貞先生、二宮先生、松行先生と、この4人の方になっております。

○二宮委員　すみません、私ちょっとその日都合がよくありません。

○河野　どなたかこのワーキンググループにご参加いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○村山委員長　二宮委員がご都合悪いということなので、3名ということですね。

○早瀬委員 メール審議でよければ。

○谷本委員 ちょっと私はクエスチョンなので、この日は。

○早瀬委員 ちょっとその日は向こうで用事があるんですけれども。

○河野 できましたらご参加いただける方が望ましいです。前回メール審議を行ったところ、大変な作業になっております。できれば参加していただけるほうが後々いいかと思えます。

○谷本委員 では、ちょっと調整をしてみます。ちょっと時間をください。

○河野 それでは谷本先生が候補ということにさせていただきます。

○谷本委員 ちょっとクエスチョンマークつきですみません。努力します。

○河野 続きまして、1月30日の今のロンアン省の案件でございます。これは3人の先生方がご希望されていますが、他にどなたかご希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

同じ日にジャカルタ都市の空港の案件のワーキンググループ会議がありまして、6名いらっしゃるのですが、もしよろしければこちらのほうに移っていただければと思います。

○二宮委員 私過去2回ベトナムのほうに出ていますので、移っても構いませんけれども。

○河野 では、二宮先生をお願いします。

それでは、これでこの件については以上でございます。

○村山委員長 あとはよろしいですか。

○河野 ええ、あとは1件、1件確認させていただきます。

○村山委員長 はい、わかりました。

それでは、スケジュールまで確認をしていただいたということです。

結構時間が過ぎてきているのですが、この後結構重たい議題が幾つか並んでいますので、少し続けさせていただいて、助言文書確定を1つぐらい終えてから休憩に入りたいと思います。

第5議題ですが、今日は3つ助言文書確定があります。最初がバヌアツの多目的埠頭整備事業のDFRということですので、これをまず終えてから休憩をさせていただきたいと思えます。

こちらのほう、主査を二宮委員にお願いをしましたので、ご説明をお願いします。要約で構いませんので、よろしくお願いします。

○二宮委員 わかりました。それでは、バヌアツのポートビラ港国際多目的埠頭整備事業についてご報告をさせていただきます。2011年12月16日にワーキンググループを開催いた

しまして、鋤柄委員、田中委員、私、早瀬委員と、また石田委員、米田委員にはメール審議で加わっていただきました。メール審議でもかなり活発なコメントをいただきましたので、事務局あるいは担当部と個別にコミュニケーションしていただくなど大変お手間をおとらせいたしました。70ほどのコメントから30ほどのコメントに集約することができました。

めくっていただきまして、それでは1つ1つ読むということはもうしないで要約をしたいと思います。全体事項のところから順番にきたいと思います。ここはポートビラ湾という大きな湾の中に幾つかの小さな湾があって、その中に幾つか事業主体の違うプロジェクトが同時進行しているということで、それらが相互に連携をしてこの非常に繊細な湾の中の環境にどう配慮するかということがいろいろなところで各委員のご懸念だったような印象を持ちました。

全体事項の最初の3つのところは主にそのような形で、それぞれの主体がEIAを行っているとするならば、そういったものをもう少し統一的にするような計画が立てられないのかであるとか、それからそういうような半閉鎖的な湾の相互影響をどのように緩和していくかという総合的な計画が必要であるという、そのような視点からの助言で非常に全体に通じるような全体的な共通する懸念というところでまとめてあります。

それから、4番と5番は、海面上昇等の気候変動に伴う影響であるとか、島しょ部ですので、海水温のデータに関することであるとか、これらも全体にかかわることです。

それから、6番、7番、8番というのはかなり具体のご提言ですけれども、6番はmobilizationという言葉の訳について説明するという。それから、7番はジュゴンとウミガメが生息しているが、非常に数が少ないということで余り影響がないのではないかと報告書には記述があったのですが、きちっと影響があるという前提で調査をなさйтеということであるとか。それから、調査の地点の選択の合理性についてきちっと明記なさйтеとか、そういった具体ではありますが全体にかかわることの提言をいただいております。それが全体事項であります。

それから、スコーピング案のところは、多岐にわたるスコーピングの分野について細かく助言をいただいております。9番は景観に関連すること、それから10番は埠頭の整備が日常生活へ影響を及ぼすことについての助言。それから、次のページにいきまして、11番は湾岸環境への影響。12番は港湾労働者への影響。13番は動植物相・生態系への影響、14番は水質という多岐にわたる助言であります。

それから、環境配慮の部分は、埠頭からの排水、これは特に湾内ですので水質について多くの委員がご懸念だったのですが、どうも水質について余り神経質に考えておられないような印象もあるような記述があったりしたものですから、埠頭からの排水についてどのように他の事業主体、援助機関等との連携を図っていくのかというのが15番。それから、汚濁防止膜を設定するということについて具体的助言が16番です。そのような視点であります。

それから、モニタリングのところもモニタリングに関したいろいろな助言を1つにまとめています。17番はモニタリングの対象を被度の高い場所について対象にしているということをはっきりと明記すべきということ。それから、18番も地点の選定について明確さを高めるとのことですね。これちょっと今気づきましたが、most important coral areaのところは1つ頭文字が小文字になっていますので、これ報告書では大文字になっているかと思しますので、後で訂正させていただければと思います。

それから、19番はモニタリングについて現地の人たちがきちんと引き受けていけるような視点も必要だということ。

それから、20番については、これは湾全体の持続的な利用を意識したモニタリングをどういうふうにしていくかというそういう視点が必要であろうというご指摘です。それから、21番は前浜プロジェクトとの協働ということで、これも連携をとりなさいというようなご指摘でありました。

それから、ステークホルダー協議・情報公開のところですが、22番も他の援助主体、事業主体との連携という視点でさまざまな形でEIAが行われたり、ステークホルダー協議が行われたりしておりますので、そこで協議された情報が相互に共有されるというような視点が必要だということです。

それから、23番については、環境影響や緩和策について、次のページにいきますが、ステークホルダー協議においてどういう教訓が得られたかということについて明確に記述をなさいということでありました。

それから、ここは先ほど最初に申し上げましたように、湾の中にいろいろなプロジェクトがあって、その中の1つが本案件だということでもありますので、報告書の最後に9章として、この湾の持続的な利用についてという項目を設けていただいて記述をしていただいております。これについても多くのコメントがありました。

24番は、全国的な視野に立ってこれは湾内だけでなくバヌアツ国としての計画を立て

るべきではないかということ。それから25番については、観光についても持続性を持った体制が必要だということ。それから、26番については人材、組織という点についても持続的利用という視点がいるということ。27番については、コミッティを設立するという記述がありましたので、それをどう運営するかという点についても踏み込んだ記述をしてほしいということ。それから、28番については、戦略的環境影響評価についても記述をしていただいていたので、それらについて開発計画、自然環境保全計画、分散化を含めた観光開発計画を全国と、それから島レベルと策定するという。それから、円借款事業計画以外のJICA調査団からの提言であるということを明記しなさいと、そのような持続可能な開発に関するさまざまな提言。

最後の2つは少し具体の提言ですけれども、使用する資料についての改善、それから、プラットフォームの形成についてのご助言ということになって、31の助言で整理をいたしました。

以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問コメントがありましたらお願いいたします。

ワーキングのメンバーの方は特によろしいですか。

○早瀬委員 体裁の話が気になるんですが、事前コメントの番号と委員の名前で重なっているんですけれども。

○村山委員長 そうですね、最終的にはこれは削除していただく。

○二宮委員 前回、全体会合まではこれがあったほうが、だれの発言かというのがわかりやすいということでしたので、残していただいたという。

○村山委員長 ほかの点はいかがでしょう。米田委員。

○米田委員 非常にささいなことなんですが、17番、モニタリングはいろいろなモニタリングがあると思いますので、17番の一番最初にサンゴのという言葉を加えたほうがよいのではないかと思います。

○村山委員長 石田委員、よろしいですか。

○石田委員 はい。

○村山委員長 では、そのように追加をさせていただくということですね。17番ですね。サンゴの被度の高い場所。サンゴあるいはサンゴ礁、どちらがいいでしょう。被度だからサンゴでも。

○石田委員 サンゴでいいんじゃないですかね。

○村山委員長 では、サンゴの被度の高い場所ということですね。

ほかの点はいかがでしょうか。

よろしければ、これで委員名と番号は除いて確定ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

では、1つ目これで終わりましたので、ちょうど1時間半たちましたので、一度休憩を入れさせていただきます。

午後5時01分休憩

午後5時08分再開

○村山委員長 それでは、そろそろ再開させていただきます。

助言文書確定1つ終わっていますので、2つ目から再開させていただきます。

ベトナムの高速道路事業、PPPのDFRに関する助言文書ということです。主査を満田委員にお願いをしていますので、ご説明をお願いいたします。

○満田委員 この事業はハノイ市の南側のもともとある1号線のバイパスの既存の道路を利用して、それを高速道路化して6車線に拡幅するといった事業です。

これについては11月26日にワーキンググループを行いまして、谷本委員、日比委員、松下委員、私で議論いたしました。

2ページ目からその助言の内容です。まず、全体・代替案について事業スキーム、必要な法整備について検討すること。そして、ルート比較において自然環境面の比較について記述することという内容になっています。

そして、汚染対策については大気汚染等々の実施主体を明確にすること。

そして、地盤沈下については、その調査によれば限定的ということではあるのですが、詳細設計の段階で追加調査を行い対策を検討すること。

そして、この事業はかなりたくさんの建設土砂というものが必要とされますので、その関係で盛土の採取場、採石場等の諸問題ですね、それについてモニタリングを実施することという助言になっています。

自然環境につきましては、用地取得による影響のみが書かれていたわけなのですが、そのほかにも大気汚染、土壌汚染等による影響についても記述するべき。

その緩和策について、植樹について書かれているわけなのですが、その代替植樹の場所とか想定される樹種について記述されることなどが指摘されています。

あと、9、10についてなのですが、生態系の評価が必ずしも明確ではないということで、評価対象、指標などを明確に記述し、評価結果に反映させること。

そして、生態系の影響評価というものの記述が農地生態系への影響及びその評価対象が限定されていることから近郊生態系に及ぼす影響の可能性について検討・記述することという助言が10番です。

それからまた、橋梁の拡幅工事、両生類の多様性について書かれているので、その橋梁の工事についての影響について記述することという内容になっています。

次に社会環境です。貧困層に関する影響低減の具体的内容、そして被害と便益の偏在、つまり貧困層が今まで使っていた生活保護としての利用がしづらくなるということが想定されるので、その必要な対策について明らかにすること。

そして、RAPについてJICAのガイドラインとベトナムの法制度のギャップについて記載されていたのですが、その対応方針というものを記載して具体的な方針を記載することというのが14番です。

15なのですが、この事業においては10%以上の土地を失う世帯が770世帯発生するので、今の非自発的住民移転、雇用や生計手段等の地域経済の評価が現在 - Bというふうにされているのは評価を再考してほしいというのが15番です。

16に関しては、やはり移転世帯は35世帯、さまざまな工夫等によって35世帯に減少しているわけなのですが、土地を失う世帯というのが大規模であるため、生計の影響が生じるということを明記すべきという内容です。

17については、道路に面していることを利用して商店・露天商などを営んでいる世帯への影響について記述すること。

18は、日照や生活環境への影響を記述することといった内容になっています。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問コメント。松下委員。

○松下委員 12番ですが、13番に内容的には含まれているので、12番を削除してもいいのかと思います。

○村山委員長 いかがでしょうか。

○満田委員 12を13にということ、合体させるということですか。

○松下委員 ええ、内容的には12は13に含まれていると思います。

○村山委員長 12番を削除するというご提案ですね。

満田委員、そういう形でよろしいですか。

○満田委員 はい。

○村山委員長 では、ほかにいかがでしょうか。石田委員。

○石田委員 10番のところ、生態系について2つ教えていただきたいのは、周辺生態系との関係があると。収用される田畑が主要な対象となると、この2つで着目すると、具体的に何が心配されているのかなと思ったんですね。例えば勝手に思ったのは、当該する場所とそれからいわゆる周辺地区から昼夜で移動する昆虫だとか動物がいるのかなと思ったことと。または河川が流れていて周辺生態系というのが下流にあって、そちらに水質汚染が届いてしまうとかそういうイメージなのか、何か具体的な項目とか動物など、植物でもいいんですけども、あがっていたらちょっと教えていただきたいなと思ったんです。周辺生態系まで含めて影響を考えるとということについて、何かもしそこについて具体的な議論があったらちょっと教えてください。

○日比委員 これは私の助言だと思います。基本的に今石田委員がおっしゃった前者をイメージしてしまして。ただ、具体的にこの種だということではないんですけども。あと、種の評価のほうで、例えば両生類がかなり、絶滅危惧種があるというほどではないんですけども、かなり多様性が高いとかというような記述があったりとか。あと、農地生態系、その直接影響を受ける部分でなくて割と周辺に農地が多いというような記述もあったりしましたので。ただ、その影響の評価自体が直接的に転換される農地だけを見ていましたので、生態系のむしろリニアな影響が出ますから、そこを生態系の中からもと田んぼだったところをとった場合に全体としてどうなるかというのは見ているのですかという質問で、多分見ていないというご意見だったので、そこは明確に記述してくださいという、そういうことです。

○石田委員 詳しい説明、ありがとうございました。理解できました。ありがとうございました。

○村山委員長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、先ほどの12番の削除を加えた上で確定ということにさせていただきます。

3つ目の案件です。エルサルバドルの幹線道路整備事業のDFRですね。こちらについては谷本委員に主査をお願いしております。ご説明をお願いします。

○谷本委員 では、エルサルバドルの幹線道路整備事業。最終報告書案に対する助言案で

す。

ワーキンググループ、1月6日、先週やりました。石田委員、原嶋委員、松下委員、柳委員、そして私のほうでとりまとめを行ってきました。経緯はここに書かれているとおりです。ガイドラインもこのとおりです。

それでは、裏のほうのページに移りまして説明をいたします。最終報告案ということでかなりの量のレポートをいただきました。それを読んでいきました。出されたコメント、質問含めて助言案58項目ありましたが、ここに書いておきましたように11にまとめてみました。1番目が代替案比較ということで、ここが一番最後の11、これは本当に我々も石田委員から出されて議論して悩んだところです。お答えいただいたということで、こういう助言にしました。

ここでは1つ目、代替案のところですが、定性的な項目が出されていて、それが重みづけとかそういうことなくこういうふうな項目で評価をやったらこういう最適ルートになりましたということなので、そこで厳しくというかコメントとしてなぜそういう項目、重みづけはどのようなのですかと、その理由どうですか、そして優位性という言葉が示されていたのですが、その意味何ですかということですね。これをきちんと書いてくださいというちょっと厳しい指摘の助言案になっております。

それから次スコーピング案、2、3、4、5、6、7と6項目ありますが、1つは文化財、2番目のところです。ここも非常に簡単に文化財ありませんと、そして出てくれば後ほどやりますということなので、これも一つの考え方なのでしょうけれども、きちんとじゃあそのときにはやってくださいねというふうな念押しをしております。

それから、3番のところ、これはこれからやはり我々もう少し慎重にというか留意すべきことだと思ひましてここはちょっと強調させてください。これも石田委員から出た話なのですが。道路をつくりますとそれで林野というか二次林ですけれども、そこが13%カットされます、だから問題ないですねと。特にここで問題になった動物はげっ歯類というかその仲間と、それから、川関係では鳥類、鳥がありました。

ここで1つ石田委員から厳しく出たのが、単に食べるというのですかね、求食行動というんですか、えさの話だけではないでしょうと、いろいろな行動があるはずで。それから、婚姻関係というのですかね、そういう再生産の話もありますと、こういうことをきちんと入れてください、考えてください。それからもう一つ、13%、じゃあ道路になりました、その淵までが直ちに生息可能な土地、それだけで済むんじゃないでしょうと。やはり動植

物にとっては土地の開発によって改変が起こればやはり近寄りがたい、近寄れないようなゾーンもできてしまう。それがいわゆるバッファゾーンじゃないか。そういうことを含めれば、単に数字上の13%改変されますということじゃないはずだというふうなことで、この辺もきちんともう一度考え直してください、検討してくださいということを入れました。

4番目、いろいろな項目がありますけれども、これは予測の地点、予測の手法、分析の結果、あるいはこれからどうするんですかというのを入れてくださいというのが柳委員から非常に厳しく指摘がありました。

5番目、EIAの表の中で、特に洪水関係、流れている川がいわゆる自然河川なものですから、氾濫とかそういうようなことが起こりますとすれば、関連する項目にきちんと評価をしてくださいということが5番目ですね。

6番目、これがどこまでできるかという話があります。議論しました。ただやはり想定されるのが気象変動起こるとすれば異常気象なんかにやはり少しは配慮したような道路設計にしてくださいということが言っております。それから、同様に、アンダーパスを道路につけていくと。そのときに、つくったはいいけれども、そこがいわゆる湛水して通れなくなる、これは人間だけでなく動物もというふうなことですから、そういうふうに降水時に湛水しないような構造にきちんとしてくださいということが出ております。

8番目、川の水質の、特に浮遊物質というのですかね、流送土砂のことですけれども、洪水以外のときにも一度サンプリングをしてくださいということをおっしゃっています。

それから9番目、これもそういうことなんだということで我々なかなか資料を読んでいて理解できなくて、説明いただいてわかったんですが、要するに分譲地として開発されている。ところがそれが本当にちゃんと登記されているのかどうか、そのあたりまでわからない、そこが道路敷きに引っかかってしまうというふうなことがあります。ですから、土地の所有者はきちんと調べて、それで登記されていない分譲地についても地主がどうなんだ、それから土地を買った人はどうなんだ、その人たちへの補償をどうするのか、手続きどうするのかというのをきちんと入れてほしいということですね、これがありました。

10番目がモニタリングで、特に道路をつくります、交通量ふえます、やはり気になるのが騒音、排気ガスとすれば、未整備車というのをきちんとやはりチェックをしてもらうというそういう制度もこれから交通管理計画の中に入れてくださいというふうなことをコメントしております。

最後のところは、1番と同じように、Environmental Impact Valueというふうなこういう新しい我々にとって本当に初めて聞くような数値が出されてきました。具体的には5つほどの項目あげられていました。影響が発生する可能性、影響の大きさ、影響の範囲、可逆性、リバーシビリティというのですかね、それからディレーション、期間、こういう評価の項目でやっている、これが中南米ではエクアドルでは使っているというふうなことが示されておりましたので、その内容とか意味とかそういう妥当性ですかね、そういうものをきちんと書いてくださいというふうなコメントをしました。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この点についていかがでしょうか。

○原嶋委員 多分途中で言葉がちょっと混乱していると思いますから、9番目の項目で2行目に正式に登録されていない分譲地については、地主を含めてとありますけれども、これはむしろ正しくは、正式に登録されていない分譲地の地主を含めてすべての所有者。

○村山委員長 分譲地の地主を含めてすべての。

○谷本委員 すみません、事務局のほうでちょっと直していただけますか、そのところ。分譲地の地主を含めて。そこでコンマいれますか。

○原嶋委員 それはそうしていただいて結構です。

○谷本委員 はい、では「含めて、すべての土地所有者への補償の基準とその実施手続き」というふうに直しておいてください。お願いします。

○村山委員長 岡山委員。

○岡山委員 すみません、エルサルバドルの気候が私不案内なのですが、熱帯雨林気候なのかサバンナ気候なのかわからないんですが、これずっと見てみると、特に5、6、7で洪水と降水という、あと8番にも洪水期という言葉があるんですが。要は年に雨季、乾季があって、洪水が絶対に起こる季節があるという意味なのでしょうか。そして、特に7番、多少気になるのは、今後気候変動の影響もあって、例えば大きな洪水等起こりやすくなっていくとして、そのときに湛水しないアンダーパスというのはわかるんですが、雨が降るたびに湛水しないというのは当然のような気がしますので、こちらもちょうとご説明いただきたいと。

○谷本委員 雨季、乾季あります。それから、1,700ミリ以上、1,500ミリ以上降ります。

○岡山委員 雨季だけで。

○谷本委員 雨季、乾季ははっきりしていますから、雨季は資料にも書いてあります、結構の雨量強度になると思います。川がありまして、それはもう完全な自然状況ですから、流送土砂も結構あるということですね。ですからこういうふうなコメントになっています。

○岡山委員 では、例えばこの8番の洪水期という言い方でも、雨季じゃなくて洪水期という書き方でも大丈夫。

○谷本委員 だと思います。これでいいと思います。

○岡山委員 はい、ありがとうございます。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。作本委員。

○作本委員 すみません、作本ですけれども。今お話のあった9番なんですけれども、ちょっと背景がわからずにこういうこと失礼なんですけれども、所有者という言葉が何度か使われているのですけれども、冒頭の所有者は登記した、いわゆる先進国的な感覚で権利を持ったという意味での所有者というふうに言っているのかどうかということなんです。途上国では登記をしていないということで今ここで登記されていない分譲地の地主を含めて、すべての、またここで所有者ですよ。ですから、ここで権利もないのにまた所有者ということを言われているのですが。最後あたり、土地の保有者ぐらいに緩めて、正当な権利を持っているものあるいは持っていないもの双方含むような形での用語の使い方をするといかがなのでしょうかね。ちょっと私も混乱しているのですが。

○原嶋委員 言葉の用い方については本文といいますかいただいた資料、調査団からの説明資料の用語を使っております。ここでいう土地所有者ということについては、登記の有無をかかわらず実体的権利を受けているものを総称して使っておりますので、特に今回問題となったのはデベロッパが開発をして、一たん保有して、それを正式に登記しない状態で売ろうという前段階の土地がかなりあって、そこがまだそこに住んでいないということもあってすべてについていわゆる権利者が確認とれていない、そこが非常に問題だということによってこういったコメントをあえて入れさせていただいたといういきさつがありまして。

○作本委員 今のお話で、この所有者というのはもとの原文のほうでこういう用語をかなり使っているということ。

○原嶋委員 はい。あくまでも登記の有無にかかわらず実体的権利を取得しているものを指しております。

○作本委員 わかりました。

○村山委員長 ほかはよろしいでしょうか。

では、9番の先ほどの修正を入れた上で確定ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

では、5番の助言文書確定まで終わりました。

今日はあと6 - 1、6 - 2というものが残っております。それぞれ案件の説明ということになっていますが、合計4つですね。今5時半で、予定では6時半ですから1時間なので、単純に割ると1つ当たり15分ということになるのですが、少し時間が延びてしまう可能性がありますので、その点ご了承ください。

ではまず6 - 1ですが、インドネシアのジャカルタ都市高速鉄道のE/S案件に関する報告ということです。これについて、まずご説明をお願いいたします。

○福森 前の画面に資料を映させていただきますので、少々お待ちください。

○河野 まず最初に、審査部から簡単にお話ししたいと思います。本案件はエンジニアリング・サービス・ローン（E/S借款）ということでございまして、ガイドライン上3.2.1の（5）にE/S借款の規定がございます。環境社会配慮をE/S借款と並行して実施する場合にはプロジェクトの本体の円借款供与の際に環境レビューを行うことを認めるということになってございます。本事業はこのケースに該当しまして、将来本体事業を行う際に改めて環境レビューを行うということですが、本日、この案件の概要を説明させていただくというものであります。

○早川 JICA東南アジア・太洋州部東南アジア1課の早川と申します。今日はお時間いただきましてありがとうございます。

本件、ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業のE/Sということでございます。この事業につきましては、この前のセッションで確認されたのではないかとと思いますが、既に協力準備調査を実施してきておりまして、この調査におきましては昨年7月に全体会合、それからワーキンググループにお諮りをしておりまして、それを踏まえて来月に再度ワーキンググループでご協議いただきまして、協力準備調査をまとめていくというような流れになっております。

今日は今河野のほうから申し上げたとおりでございまして、こちらのE/S借款事業への円借款に向けて、審査前に検討状況をご報告するというものでございます。それでは、内容についてご説明します。

○福森 7月に実施されましたスコーピングにかかる助言委員会時に事業の必要性や概要についてご説明させていただいておりますので、既にご案内の事項が多いかと思いますが、

お手元の資料に沿って簡単にご説明させていただきます。すみません、ちょっとPDF資料で動かしがスムーズじゃないかもしれないんですけども。

目次のところで1ポツから4ポツ目までで事業の背景と必要性及び事業の概要について説明させていただきます。その後、5ポツ目にございます今次E/S分の審査時の確認事項について説明し、6ポツ以降で今後のスケジュールについて説明させていただきます。

スライドの3番目に移りまして、まず1の現状と課題についてです。既にご存じの方が多いかと思いますが、ジャカルタの交通網の状況といたしましては、ジャカルタ首都圏全体の人口増加によってジャカルタ中心地域の交通量も増加の一途をたどっており、交通渋滞が大きな課題となっております。今後も人口増加によってさらなる交通量の増加が見込まれており、またモーダルシェアにおいてもジャカルタ首都圏の交通の97%程度が道路交通に依存しているということから、限られた道路網の中でジャカルタ首都圏の車両登録台数も増加しているということも合わさって、道路のさらなる混雑が懸念されているということと、鉄道整備の緊急性と必要性が高まっております。

また、既に資金協力を開始している南北線の整備との関係においても、本東西線の整備が急務となっているというふうに認識しております。

では次に移らせていただきます。事業概要、最後の4ページ目になりますが。ただいま説明させていただいたジャカルタ特別州内の深刻な交通渋滞の緩和というのが事業の主な目的となっております。事業の概要といたしましては、次のスライドの地図と一緒にごらんいただければわかりやすいかと存じますが、西ジャカルタに位置しておりますKembangan駅から東ジャカルタのUjung Menteng駅までの約27km区間の鉄道建設がスコープとなっております。今後行われる設計の中で見直し予定ではあるものの、スライド中の地図中の

の付近にあるDuriのあたりから のあたりまでを地下区間と想定しておりまして、その他の区間が高架区間の予定です。

先ほど申し上げた先行する南北線との結節点につきましては、サリナデパートというのをご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、その付近のタムリン駅というところを予定しております。

最後に、本体工事を含めた環境カテゴリは、2010年4月のガイドラインに従って鉄道セクターに該当するのでA案件となっております。今次のE/S借款ではコンサルサービス分を借款の対象としておりますが、本体借款前に審査に行くに当たって再度ご説明させていただく予定です。

こちらの沿線状況の写真につきましては、7月にご説明させていただいた際のものと同様となっておりますので、細かな説明は省略させていただきたいと思います。

5ボツ目に移らせていただきます。今般のE/S時の審査時の確認事項ですが、上から順番に簡単にご説明いたします。事業の必要性、妥当性につきましてはもう既に確認済みのものですが、このタイミングでE/S借款を実施することの緊急性についても先方と協議してまいりたいと思っております。

次の事業のスコープにつきましては、既にご説明差し上げましたとおり、路線については先方と既に合意済みです。そのため、本体事業時の技術仕様、また今回も関係してくるコンサルティングサービスのTOR等の確認を行う予定としております。

3番目、4番目の事業スケジュールと、実施運営体制、運営・維持管理体制につきましては、本体事業にかかる事業スケジュールについては本体審査時に再度確認を予定しておりますが、現時点での想定について今回も確認予定です。

その次にありますE/S分の事業コスト、また供与条件、金利等の償還期間にかかわるものですが、こちらについても今回E/S借款分について確認予定です。

最後に環境社会配慮関連につきましては、EIA環境影響評価書や住民移転計画書の承認までのスケジュールについて確認していきたいと思っております。

6に移りまして、今後のスケジュールと7、併せて環境調査のスケジュールについてご説明いたします。本日この場でご説明させていただいているのが、黄色の星印が見えるかと思うんですけれども、助言委員会となります。こちらでご説明させていただいた後、E/S借款の審査にいかせていただいて、早ければ来年度初頭にもE/N、L/A締結を目指しております。その後コンサルタントの調達期間を経て、基本設計を2013年の前半に始められればというのが今の目標スケジュールとなっております。

最後に、環境調査の現状、進捗状況ですが、最後の7枚目のスライドに移っていただきまして、この表のとおりとなっております。昨年5月ごろから環境社会配慮関連のデータ収集等開始しておりまして、昨夏より環境管理計画及び環境モニタリング計画を策定中です。今月の下旬に環境影響評価書と住民移転計画書のドラフト案を策定して、現地でステークホルダー協議を経てコメントを得た結果を反映してドラフト版としてファイナライズをして提出を予定しております。

助言委員会にかかわるスケジュールといたしましては、協力準備調査についてスコーピング時のものを昨年7月に、先ほど審査部のほうからも説明があったとおり実施しております。

して、ドラフトファイナルレポートのものについては先ほど課長から説明させていただきましたとおり来月10日に実施させていただく予定としております。

本体審査時には環境影響評価の調査ももちろんですし、承認も終わっている予定ですので、そのタイミングで事前にまた助言委員会に報告させていただければと思っております。

以上、簡単ですが、E/S借款の審査に当たっての報告となります。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、今のご説明に関して何かご質問がありましたらお願いいたします。特に2月10日にワーキンググループで参加されるメンバーの方で、追加で何かお聞きになりたいことがあれば、出していただくとよいと思います。作本委員。

○作本委員 ちょっと1つ教えていただきたいのですけれども、作本です。今東西線と南北線進んでいるということですが、全体で例えば何カ年計画で、この縦と横の線のこれだけで済むとは思わないのですけれども、どういうふうな全体像というか、10年先ぐらいでも構わないのですが、コンセプトがあるのか、もしわかれば教えてください。

○早川 まだ議論が全体像については、我が国でもそうだと思いますけれども、なかなか議論が続いておりますけれども。まず、今やっているのは南北線の南半分の事業なのですけれども、それからその北半分、そして今の東西線、そして東西の路線でもう1本できる可能性が高いというふうに思っております。その先についてはまだ明確な絵は描かれておりません。東西線もう1本というところについてもまだこれからで、非常にラフなコンセプトというような状況でございます。

○作本委員 ありがとうございます。

○村山委員長 ほかいかがでしょうか。平山委員。

○平山委員 7.環境調査スケジュールのところですが、環境影響評価書案というのが12年1月終わりがち出るということなんですが、これはだれがつくってどのような内容で、どのような結果が出そうなのかというのは、対象項目ごとにその内容をわかっている限り教えていただけないでしょうか。

○福森 今環境影響評価書、住民移転計画書を準備しておりますのは、一義的にはインドネシア政府側になりますが、そのサポートとして協力準備調査の調査団が入っております。すみません、提出というよりはそのドラフトの案が本当にそのペーパーとしてでき上がるという状況でして、その後それをステークホルダー協議にかけて環境局等に提出をして承認を得るというプロセスとなっております。環境影響評価書、住民移転計画書の内容につ

いてはちょっとまだファイナライズの途中なのですけれども、7月のスコーピング時にご説明させていただいた項目については基本的に網羅されているというふうに認識しております。

○平山委員 具体的な内容というのは簡略に説明していただけますか。

○作本委員 今のお話ですけれども、アセスはもしかしたらジャカルタ市でやるんじゃないですかね、ジャカルタのほうで。今は案件がみんな地方におりてきてますよね。あと、戦略アセスを2009年の段階で導入してますので、恐らくこれも地方に移っていそうですから当然適用があるかと思えますけれども。ご参考まで。

○早川 中身のほうについてですが、案としては調査団のほうでまずインドネシア側と協議しながら作成しているところでございますけれども、具体的な中身については2月に行われますドラフトファイナルのワーキンググループのほうでご説明させていただければと思います。

○村山委員長 では、大体よろしいでしょうか。

ありがとうございます。この件についてはこれで終わらせていただきます。

続いて6 - 2番ですが、環境レビュー段階における報告が3件ございます。今日の案件についてはすべてこれまで助言委員会で扱われてきたもので、こちらとしても助言を出しているわけですが、環境レビュー段階になるということで改めてご報告いただくという手続きになっています。

まず最初が、インドネシアの火力発電所の建設事業ということで、先ほど休憩のときに追加の資料が加わっていますので、それとあわせてご覧いただければと思います。では、ご説明お願いいたします。

○河野 まず審査部から簡単に冒頭お話ししたいと思います。

本事業は本体借款の前にエンジニアリング・サービス借款を供与するという事業でございます。本事業のE/S借款の環境レビューの時に、プロジェクト本体借款の環境レビューに向けて助言をいただいているというものでございます。今回本体借款の環境レビューを行うということから、その環境レビュー方針についてご報告させていただくということになります。

それで、今回の全体会合におけるご議論でございますけれども、お手元のペーパーの一番最後に、2011年11月19日審査部と書いてある「環境レビュー段階におけるワーキンググループ会合の実施」というペーパーがあるかと思います。そのペーパーの裏にあります別

添2ですね。この表の上段の「 協力準備調査を実施していて助言を求めない場合、(イ)」のご説明ということになります。

○村山委員長 すみません、今資料を皆さん探しておられる段階です。

○河野 すみません。

○村山委員長 もう一度。

○河野 上のほうに2011年11月19日、国際協力機構審査部と書いてあるペーパーです。

○村山委員長 A4、1枚ですね。

○河野 はい、A4、1枚のペーパーです。

○村山委員長 大丈夫でしょうか。

○河野 その裏面に表が2つありまして、その下の別添2ですね。この表の上段の「 調査を実施した場合の(イ)助言を求めない場合のケース」に該当する案件について、報告をさせていただくという位置づけになります。今日の全体会でワーキンググループを開催するかどうかということをご議論いただきたいという趣旨でございます。

○早川 今ご説明があったとおりですけれども、本件はE/S事業のほうですね、そちらにつきましては円借款の供与が決定済みということでございますので、今回は本体事業の審査に当たって環境レビュー段階での報告を行うということでございます。既に昨年本体環境レビューに向けた詳細なご助言をいただいておりますので、今日改めて案件概要、既にいただいたご助言とそれへの対応、あと、これを踏まえました環境レビュー方針についてご説明を申し上げます。

○大日方 それでは、インドラマユ石炭火力発電事業の案件概要について説明させていただきます。

まず、本事業の位置づけに関しましては、端的に申し上げますと、インドネシア国内の電力需要の急増によって新規電源開発が計画されております。このインドラマユ石炭火力発電所におきましても、この新規電源開発計画に位置づけられております。

また、こちらのスライドに関しましては、インドネシアのエネルギーミックス政策及び豊富にあります石炭によりまして高効率の石炭火力発電事業を導入していく、そういった背景がございます。

次のスライドになりまして、本事業の概要でございます。目的といたしましては、ジャワ・バリ系統に接続するインドラマユ石炭火力発電所において、クリーンコールテクノロジーを活用した石炭火力発電所、1,000MWのものを建設する、それによって電力需給ひっ

迫の緩和及び電力供給の安定性の改善を図るというものでございます。

事業の概要につきましては4つに大きく分けられまして、1つがクリーンコールテクノロジーを活用した1,000MWの発電所と関連設備、2つ目が、送電線約110kmを含む送変電設備の建設。3つ目が、石炭を使いますので石炭搬入設備及びその関連付帯設備の建設。4つ目が、コンサルティングサービスとなっており、昨年ご助言いただいたE/S借款に対しては4のコンサルティングサービスの対象としておりまして、本体借款は1から3の事業を対象としております。また、本事業の適用ガイドラインにつきましては、2010年4月のJICAガイドラインを適用しております。

次のスライドでございますが、発電所関連施設のレイアウトとなっております。本円借款事業に関しましては、1号機、1,000MWのみを対象としておりまして、全体敷地においては2号機の分の拡張部分についても土地を確保しております。

次のスライドですけれども、送変電設備ですが、インドラマユ発電所がジャカルタから東に120kmのところに位置しておりますので、ジャカルタに向けて約110kmの送電線が計画に含まれております。

次のスライドでございますが、石炭設備に関しましても、取水施設及び石炭の搬入設備のほうを沖合に建設する、そういったものが本事業には含まれております。

次のスライドでございますが、こちらは発電所近辺のイメージ画像でございます。ご覧のとおり、周辺には田んぼが広がっており、海岸線沿いに位置しているサイトということでございます。

続きまして、これまでの助言委員会での経緯というものを簡単にご説明いたします。こちらの事業に関しましては、今出ているスライドの下の部分ですね、エンジニアリングサービス借款の中でまたは並行して必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認するというもので、こちらでご助言をいただいております。

これまでですが、2010年10月から12月にかけて助言をいただいております。本日でございますが、E/S借款の審査が終わっておりますので、その審査結果等に基づいてこの場で対応結果をご報告させていただくとともに、本体事業の環境レビュー方針についてご報告を差し上げるということで考えております。今後のスケジュールに関しましてはこれからご報告いたします対応結果について本体事業の審査終了までに協議や確認を行うと書いてあるものに関しては本体事業の借款契約を調印後にまたこの助言委員会の場でご報告を差し

上げたいと考えております。

以上が案件概要となります。

これから以前いただいた助言についての対応結果についてご説明させていただきたいと
思います。別のA4の環境レビュー（助言対応結果）という資料のほうをご覧ください。大
きく左と右に分かれているかと思いますが、左側が助言委員会にいただいた助言、右側
が助言の対応結果となっております。

すべての助言に関しては大きく6分野、全部で17件のご助言をいただいておりますが、
すべてご説明する時間がないので、本体事業にて確認するという助言が5件ございま
すので、こちらを主にご説明させていただきたいと思います。

1つ目に関しましては、1．事業全般、（2）において隣接する発電所における社会影響
（用地取得に対する補償実績や支援の方針を確認する、配慮することとありますので、こ
ちらについて本体事業の審査終了までに隣接する発電所の社会影響を確認いたしたいと考
えております。

2つ目につきましては、2．汚染対策の（1）大気環境のモニタリングに関する助言でござ
います。こちらに関しては同様の点を騒音についても検討することとご助言いただい
ておりますので、大気環境並びに騒音のモニタリングについて、こちらはまだ環境モニタリ
ング計画が提出されておきませんので、こちら入手でき次第確認し、実施機関との協議を
予定しております。

3つ目に関しましては、同じく2．汚染対策の（3）、石炭の環境負荷への影響を考慮す
るようというご助言いただいておりますが、燃焼残渣等の段階での環境負荷低減のための
具体的方法について実施機関と協議していく予定でございます。

4つ目に関しましてはページをめくっていただきまして、次の3．自然環境の分野でござ
いまして、（3）送電線の一帯での生態系に関する工事中のモニタリングを含めることとい
うことですが、こちら環境モニタリング計画はまだ出てきておりませんので、こちらを
入手でき次第確認してまいり予定でございます。

5つ目に関しましては、4．の社会環境の（2）送電線の電磁波の影響につきまして調査
等があれば参照することという助言ですが、こちらに関しても実施機関や大学等が実施し
た電磁波の影響に関する調査があるということですので、こちらの結果を確認する予定で
おります。

以上が本体事業の審査において確認することとさせていただきます。

最後に、A3の資料のほうに移らせていただきたいと思います。こちらのA3の横長の資料でございます。既にE/S借款の審査を終えており、またその後のミッション等でも実施機関と協議を重ねておりますので、上段の部分に既に確認できた環境社会配慮事項について書かせていただいております。最初に申し上げましたとおり、これから本体借款の審査を予定しておりますので、先ほどまでご説明差し上げた要確認事項5点に加えて、発電所部分のEIA報告書の承認がまだとなっておりますので、こちらの進捗を確認することを環境レビュー方針として下の段に書かせていただいております。

また、このプレゼンの最後にこちらのスライドのほうで説明いたしましたけれども、こちらの確認事項に関しましては本体事業の借款契約が調印した後にこちらでご報告させていただきたいと考えております。

以上でこちらのご説明を終わらせていただきます。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対して何かご質問あるいはご意見ありましたらお願いいたします。

早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 助言の2の3)の関係なのですが、助言対応結果では燃焼残渣等のことに触れていただいているのですけれども、採掘、輸送のことについては5社から供給ということになりましたということで片付いていますけれども、この段階での環境への影響だとか、そういうことに対する配慮だとかそういったことについてはどうなっているのでしょうか。

○大日方 こちらにつきましては、以前助言委員会のほうでご報告をさせていただいているかと思うんですけれども、採掘、輸送に関しては実施機関と、あと採掘業者の間でのコントラクトになりますので、こちらに関しては燃焼残渣について検討させていただきたいというようなことでございます。

○早瀬委員 それで、この事業に伴う影響という意味からすると、採掘段階についても責任を持つ必要があるのではないのかなという気がするのですけれども、そこはもうやらないということですか。

○早川 これまで昨年度に行ったご協議の中ではそういう形で整理をさせていただいています。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

原嶋委員。

○原嶋委員 ちょっと今早瀬先生がおっしゃったことの問題点は確かにあって、記憶の範囲ではそういう指摘をさせていただいて、結局それに対する回答というのは今日初めて、事実上初めていただくことなので、今ご説明あったように、5社からの石炭を供給を受けるプロセスについて云々という話はワーキンググループの段階では何も了とするとかしないとかという話にはなってないと思います。今早瀬先生がおっしゃった問題点は確かにあるというふうに思います。多分ワーキンググループの中で5社とかそういう話も全く出てなくて、これからそういうことを調べてほしいということを申し上げた段階にしかすぎなくて、5社という話は出なかったと思いますので、それを了としたとかという事実はないというふうに思います。

資料見る限り、A3の大きな資料の環境レビュー方針の公害関連のところではそれについては協議するというので、今説明者のご回答と記述とは若干ギャップがあるような印象を受けるのですが、その辺もう一度よく確認していただいたほうがよろしいかと思います。

○村山委員長 今後の協議の内容に含まれているという理解でよろしいですか。

○早川 ちょっと申し訳ありません、今の趣旨がわからなかったのですけれども、すみません、今後の協議を踏まえてというのは。

どこまでサプライチェーンをさかのぼってどこまで強制力を持った形でインドネシア側と合意ができるかというのは正直今の段階でお約束ができるものではないのですけれども、インドネシア側の方にどういう形でそういう担保なり方向づけができるのかというところについて本体の審査の中で確認していくということでやらせていただければと思います。

○早瀬委員 そうですね、事情はよくわかりますので、そんな方向でもよろしいかと思います。

○早川 承知しました。ありがとうございます。

○村山委員長 ほかいかがでしょうか。

○柳委員 環境レビュー方針の中で温排水の問題ですけれども、シミュレーションの結果温排水の影響が下流への影響については余り予見されないと、そういうことなんだろうと思います。それから、助言案の中で温排水については日本の発電所の水準を参考にということで海水との温度差を7度以内にするような設計にしますということで記述されているわけですが。この地域は遠浅の地域なのですよね。それから、水深も浅いというところで、日本の基準が当てはまるかどうか。そもそもインドネシアの海水温が何度で、それプラス7度の範囲内といったらかなり高温になる可能性もあり得るわけですよね。だから、

日本の海域でのものをそのまま援用して議論するのが本当に妥当なのかどうかというのはちょっと疑問を感じたんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○早川 ご助言に合わせてこういう形での回答をさせていただいておりますけれども、A3の方の紙、環境レビュー方針の真ん中あたりですね、横の軸での真ん中あたりに公害関連というところがございまして、その真ん中の水質というところがございます。この温排水についてはインドネシア側の基準、それから国際基準も満たすというような形での見込みがもう立っておりますので、実際にはこの7度よりも小さい幅で行うと。3度の幅になるようにという形になります。ですので、ご質問のところは大丈夫というふうに考えております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○作本委員 わからないので教えていただきたいんですけれども。今の火力発電所の関係の方がいろいろとご議論されてきたかと思うんですけれども、ちょっとさっきの話で十分聞き取れなかったところでもあるんですが、石炭の運搬施設と書いてありますよね、取水は、1,300m沖からとると。もう1つ、石炭は海のほうに離れたところ、1,500mか600mですか、こちらに基地か何かをつくって、海上につくるというようなことは議論に含まれているのでしょうか、今の指摘項目とかには触れられていないので。今、インドネシアでは、こういう石炭基地を海の上につくるといういろいろな案件が出てきているように見聞きしていますので、それを含んだ事業なのかどうかちょっと、石炭運搬施設という意味合いを含めてちょっと教えていただければと思います。

○早川 石炭運搬施設という、スライドのこの右のほうにあります点線で囲ってある部分ですね、これが石炭の運搬施設でございます。

○作本委員 これ沖合と書いてあるから、海上にこれをつくるんですね。

○早川 そうですね、それはこの事業の中に含まれております。

○作本委員 含んでいるわけですね。

○早川 はい。

○作本委員 わかりました。そういう意味ではちょっと失礼ですけれども、ここでの議論の中には余り石炭の備蓄、海上での備蓄、あるいはそこから出てくる漏水その他が余り議論に見られないのですけれども。

○早川 備蓄は陸側のほうにあります。あれは本当に積み下ろして持ってくるという形になります。

○作本委員 一応運搬のためのという、限定的に。

○早川 はい。

○作本委員 わかりました。

○村山委員長 では、大体よろしいでしょうか。

先ほど河野さんからご説明がありましたように、この案件について追加のワーキンググループを開いて議論をするどうかと決めるという必要があるわけですが、いかがでしょうか。基本は先ほどご説明があったように、ワーキングは開かずに今回のご報告でたんまり終わり、締結後また改めてご報告いただくということになります。特に開いたほうがいいというご意見があればぜひ出していただきたいと思います。どうぞ。

○福田委員 手続き的な話で恐縮なのですが、先ほど冒頭河野さんにご説明いただいたこの環境レビュー段階でワーキンググループを開くかどうかの基準の紙がありますね。今回の場合は結局E/S借款の際の助言に基づいて環境レビュー方針を今立てられていらっしゃるって、それでもって今回その本体事業の環境レビューについてワーキングをやるかやらないかというそういう今問題の立て方ということですよ。この紙自体は多分E/S借款のことは意識しないで書かれていますよね。ある意味ここで書かれているところの協力準備調査というのがE/S借款で行われた調査ということと今同じ意味で使った上で今検討されている、そういう理解でよろしいのですかね。

○早川 そういう理解でよろしいです。このE/S借款のときは既に協力準備調査もほぼ済んでいたところというのかかなり形がもうできていましたので、E/S審査の前に先取りする形で本体借款審査における環境レビューに向けたご助言をいただいたという形になっておりますので、必ずしもパチッと1対1対応しないのですけれども、どちらかというともしろより先取りして行われたという認識であります。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

○福田委員 それから、今回助言との対応結果の資料をいただいて、これかなりこれによってJICAの皆さんが環境レビューの中にどのような問題意識を持っていられるのか、あるいは私たちから申し上げたことをどのように受け止めていられるのかというのが非常によくわかるようになって、これはとても参考になっていい資料だと思います。

ちょっと1点申し上げれば、助言の中でちょっとこれはできそうにないよとか、そこまでは確認しきらんよというものがあれば、それはそれで率直に書いていただくのがよろしいのかなという感じもするんですね。例えばちょっと今たまたま気づいたんですけれども、6

番の住民移転というところで、助言としては積極的な就業機会の提供等検討することというようなものがあって、ここに対する回答というのがここには含まれていないんですね。A3の横長の紙を見ると、職業訓練の機会を提供するといった支援策がなされるという、要するにこの限りでここには対応しましたということなのかなと思うんですが。そのようなことも、恐らく助言を作成するプロセスで委員の先生方が、この具体的に何か書き込んでいらっしゃるというのはそれなりのメッセージがあるということなので、なかなかそこは対応しきれないということであれば、それはそれで明記していただいて、この範囲で確認できました、あるいはそこまではできませんでしたということがわかったほうがこの議論がやりやすいのかなという感じがいたしました。

ワーキングを開くべきという意見では全くありません。

○村山委員長 どうもありがとうございます。こういう形で出てくるのは私も非常にいいなと思っております。こちらの意見について、今福田委員もおっしゃったように、対応可能なものとそうでないものが多分あると思うので、その点について明確にさせていただくというのも、今後の我々の意見の出し方を検討するうえでも有効だと思います。

では、よろしいでしょうか。

特にワーキングの必要性についてはご意見がないというふうに理解しますので、この件についてはワーキングを開かずに進めていただくというふうにしたいと思います。

ありがとうございました。

では、6-2の2つ目になりますが、続けてインドネシアになります。ジャカルタ首都圏の幹線道路事業について、ご説明をお願いいたします。

○早川 ありがとうございます。続きまして、インドネシアジャカルタ首都圏幹線道路改善事業、これのご説明をさせていただければと思います。

本事業につきましては、協力準備調査をこれまで行ってきております。この協力準備調査につきましては2回目のワーキンググループを11月に開催いただきまして助言も確定をしております。今日この場では本体審査の実施に当たりまして環境レビュー段階でのご報告を行うという位置づけになります。先ほどと同様になりますけれども、案件概要、それから協力準備調査へのご助言、これに対する対処方針、そして環境レビュー方針につきましてご説明申し上げます。

○原 インドネシア国ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業に関してご説明させていただきます。

まず、お手元の資料がパワーポイントと、あと先ほどのインDRAMコ石炭火力と一緒にのですけども、協力準備調査報告書、A4の紙と、あとA3の横長の紙、3セットになります。

まずこちらのパワーポイントに沿って説明をさせていただきます。目次が、1.背景、2.事業概要、3.対象候補地の位置図、写真と、4.で環境社会配慮面に係る審査方針、5.に今後の工程（案）について、こちらの流れに沿ってご説明させていただきます。

まず背景にあります、こちら先ほど早川が申し上げたとおり、11月にドラフトファイナルレポートのワーキンググループ会合が開催されておりまして、既にご説明させていただいておりますので皆さんご承知かとは思いますが、簡単にご説明させていただきます。

こちらジャカルタ首都圏でこちらに記載しておりますとおり、人口が過去20年間で約1.6増加しておりまして、それに伴いまして車両の登録台数も急激に増加をしております。2000年～2006年で登録台数が2.4倍というふうに急激な伸びを示しておりまして、今後もさらなる交通量の増加が見込まれております。また、こちらインドネシア国第4の都市であるメダン市においても急激に人口の増加等が増大しておりまして、道路交通容量の拡大というのがジャカルタ首都圏及びメダン市、インドネシア全体で喫緊の課題となっております。

近年外環道路の建設ですとか、立体交差化等による道路容量の拡大、加えてバス専用レーンですとか都市高速鉄道の整備等さまざまな対策がとられておりますが、依然として交通渋滞の緩和がなかなかされず、企業にとっても大きな経済的損失となっている状況でございます。

旅客、貨物ともに大きく道路交通に依存する現状でございます、こちらに対する道路交通インフラの改善並びに発展が急務となっております。そうしたような背景を受けまして、こちらの事業を予定しております。

こちらの目的としましては、ジャカルタ首都圏等における主要道路のうち特に渋滞混雑が著しい地点において、道路の改良及び立体交差化等の道路構造物の改良を行うことで、交通量の拡大及び交通混雑の緩和を図るというものになっております。

事業の概要としましては、実施機関である公共事業省等と協議の結果、特に高い事業効果が見込まれると想定されている6箇所に加えまして、エンジニアリングサービスを対象として最大5箇所程度を想定しておりますが、計11箇所程度で道路改良を行う予定でございます。最終的なスコープは今後審査を行いますので、インドネシア政府との協議を通じて決

定する予定でございます。こちらの環境社会配慮ガイドラインはAになりまして、ガイドラインに掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するということになります。

続きまして、対象候補地の地図になります。こちら次のスライドに移らせていただきますが、ジャカルタでは現在5地点を想定しておりまして、こちらにありますSemanggi、2番目にありますMartadinata、3番目のSulawesi、4番のpancoranと5番のSudirmanという計5箇所の道路改良・建設を予定しております。

続きまして、対象候補地の1つでありますスマトラ島にございますメダン市になります。こちらは協力準備調査のスクリーニングの結果必要性の高かったKatamsoという地点を対象とする予定で現在はあります。

こちらのスコープ等を踏まえまして、4.環境社会配慮面に係る審査方針ということで書かせておりますが、お配りしております協力準備調査に関するドラフトの中に助言の対象方針案と、あと環境レビューの方針というのが記載されますので、そちらの資料をもとにこれからご説明させていただきますので、ちょっとまた割愛させていただきます。

最後に、今後の工程になりますが、2012年2月ごろに審査に行きまして、これから調達の手続き等からしまして、本体の工事が2015年初旬ごろに開始されることを目標としております。

そうしましたら、続きまして協力準備調査報告書ドラフト、こちらのA4の資料をお配りしていると思うんですけども、こちらに沿って11月に開催されましたドラフトファイナルレポートのワーキンググループでいただきました助言に対する対処方針をご説明させていただきます。

○早川 協力準備調査報告書ドラフト（助言対処方針案）というA4縦の対照表でございます。

○原 まず、こちら助言委員の皆様から12の助言をいただいております、そのうちこちらで番号で申し上げますと、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、11番、12番に関しましては協力準備調査に明示するようにというようなご助言をいただいておりますので、ちょっと今回は時間の制約もございますので、割愛させていただきます。

その中で2点だけ補足させていただきますと、まず裏のページの9番でSulawesiという地点がございまして、こちらが協力準備調査の中に現状を確認したと記載されているが取扱いを明示すること、というふうに記載しておりますが、こちらの地点は円借款で既に既往

しておりますタンジュンプリオク港アクセス道路建設事業というものがございまして、そちらのアクセス道路本線沿いの立体交差建設であることですから、そちらの事業の中でこちらの環境許認可は既に下りているということになります。

11のこちらですが、ステークホルダー協議の中で今後交通需要の増大とさらなる渋滞の可能性について、正確な情報を利害関係者に提供すること、というような助言をいただいておりますので、こちらにつきましてはジャカルタ首都圏全体の交通政策について情報共有が行われるように、実施機関である公共事業省への働きを行っていきたいと考えております。

以上が協力準備調査報告書に明示するという内容でして、続きましていただいた助言に対する対処方針をご説明させていただきます。

まずこちら(1)でいただいた助言なのですが、ジャカルタ首都圏の渋滞混雑が長年緩和されないということもございまして、現状の道路混雑を将来的に緩和させるために、必要な戦略及び計画を盛り込んだ総合的な都市交通計画を策定し、今後の交通インフラ整備に反映させることというようなご助言を前回のワーキンググループでいただいております。その対処方針としましては、JICAではこれまでジャカルタ首都圏総合交通計画等の運輸交通にかかわるマスタープランというのを実施しておりまして、2010年5月からはジャカルタ首都圏都市促進地域、MPAと呼んでおりますが、こちらのマスタープラン調査も実施しておりますので、こちらの各種の調査を通じまして、道路から公共交通機関へのモーダルシフトの重要性というのをインドネシア政府と共通認識を図っている状況でございします。

今後につきましては、先ほど助言の対象になっておりましたMRT都市交通鉄道等の導入が検討されておりますので、こちらマスタープランの調査の結果等を用いながら、将来的な交通インフラ整備のあり方というのを検討し、個別の事業に反映させるよう働きかけを行っていきたいと思っております。

続きまして(2)になりますが、こちらは本事業における短期的な影響のみならず、長期的な影響に対しても配慮をし、長期的に新たな交通需要の発生と大気汚染物質等の増大が懸念されるので、注意深くモニタリングすることというふうなご助言をいただいておりますので、こちらのモニタリング体制等について今回公共事業省に働きかけを行いまして、審査時に協議をしてまいりたいと思っております。

最後になりますが、後ろのページの(10)になります。いただいた助言がLARAP、住民

回復計画及び生計回復計画の改定状況、住民の合意の状況に関してJICAとしても確認を行っていくべき、というような助言をいただいておりますので、こちらの点は協力準備調査報告書に記載するとともに、審査時にモニタリングの方向について公共事業省と協議してまいりたいと思います。

最後に、A3の横長の環境レビュー方針というのが今いただいた助言を通してまとめた資料でございまして、こちらの下表になりますけれども、環境レビュー方針として全般的事項として先ほど申し上げたモニタリング体制、工事中及び供用時のモニタリングの詳細な項目、頻度、環境モニタリングの計画内容及びJICAへのモニタリング結果の報告体制というのを確認してまいります。あとそれに付随して、公害関係で、騒音・振動に関する定量的なデータですとか、廃棄物の建設残土の保管・廃棄場所等についても、協力準備調査の中で若干不足していた部分もあると思いますので、審査時にこちらも確認してまいりたいと思っております。

あと社会環境の部分につきましても生計回復支援として計画されている職業訓練、ビジネス開始支援策等の具体的な内容についても審査時に公共事業省のほうに確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問ご意見ありましたらお願いいたします。原嶋委員。

○原嶋委員 ちょっと記憶の範囲で1つだけ気になった点がありまして。道路の代替案の検討は確か既に情報公開していただいていると思うんですけれども、その後の道路線形の決定は多分まだ厳密にはされていないのしょうけれども。A3資料の右側の住民移転のところを見ると、かなり住民移転の移転数の想定幅がかなり広いように感じるんですけれども。代替案の検討と道路線形の決定というのは今の段階ではどういう状況にあるか、もう一度確認させてください。それと、かなり道路線形によってその周辺の与える影響とか住民移転の数が変わってくる可能性というのを、ちょっとこの数を見ると結構多いように感じるんですけれども、道路の長さとの関係もありますので、その状況について確認。

○原 代替案及び道路線形に関してなんですけれども、今回協力準備調査のもともと対象が18箇所ありまして、そちらからマルチクライテリア等を用いて絞っていったというような経緯がございまして、現在インドネシア側と特に必要性の高い地点はどこかというような協議を実施中でございまして、現時点ではまだ最終的な確定というのはしておりません

ので、こういったようなA3の紙にあるような若干幅の大きい結果になっております。

○原嶋委員 18箇所の代替案の中のどれにするかも今は決まっていないという状況ですということなのか、それともちょっと確認して。

○早川 まず、今おっしゃった箇所につきましては最初のこのスライドの中でご説明をしましたけれども、この事業の概要の真ん中のところでございますが、6箇所、特に事業効果が見込める6箇所、これは本体ですね。それに加えて、最大5箇所について、E/Sの対象として調査をするということを考えております。こちらのA3のほうで幅が出ていますのは、各候補地についてということで、候補地が複数ございますので、その関係で幅が出ているという。つまり、1箇所でということではなくて、ということでございます。

○原嶋委員 代替案の検討と最終的な特定はでは次の段階で行う。

○早川 はい、代替案といいますか、対象となるサブプロジェクトの選定については審査時に行いますが、増えるのではなくて基本的に絞り込んでいく方向という形になると思います。

○村山委員長 よろしいでしょうか。田中副委員長。

○田中副委員長 田中ですが。こちらの助言の対処方針のA4番の対照表で、1番目と2番目の関連でご質問というか確認をさせていただきたいのですが。こういう道路事業を行うとき、短期的にはかなり改善が見込まれるんですね、大気汚染とかの交通量の円滑化のようなことがありますので。ところが、中長期的には結局それが呼び込み効果で、自動車交通量を誘発して全体としてまた走行量がふえますので、地域全体としては大気汚染のいわば排出総量といいましょうか、総量は増えていると、そういう現象が見込まれるのではないかと、そういう懸念は常に持つんですね。

したがって、多分この1に書いてあることは、そういうことを考えるともう少し総合的な、つまり公共交通をもし使うようなそういう方向に都市交通管理をしていくような誘導をしていくということは大事ではないか。しかもそれはこちらのインドネシア政府あるいはジャカルタ市のほうのそういうところがきちんと認識を持ってやってもらうように働きかけをするというのが1番の助言の趣旨だと思うんですね。それに対してやや対処方針のほうは少しその点どうかなという感じはちょっとしておりますので、そこはもう一回後で確認しますが。

あわせて2番目のところですね、2番目のところはまさにそういうことをズバリもう少し具体的に踏み込んでいて、短期的には改善は見込めるけれども、中長期的には大気汚染な

りあるいは自動車から出てくる温室効果ガスなんていうのも増えていくことになるのではないかということですね。

それに対して実はこのA3版の対処方針のほうに余りその問題意識が投影されていないのではないかと僕ちょっと思っておりまして。こちらのA3版のほうでいくと、公害関係の大気質のところ、走行速度の上昇によって排出ガス濃度が減少すると、正の影響を与えると、確かにこれは繰り返しますが短期的にはそうなんだけれども、中長期的にはどうでしょうかという懸念があるということですね。そこにやはり対処する考え方が必要ではないかということですね。よろしいでしょうかね。

ですから、よくそのところをもう少し環境レビューのところで工夫される必要があるのではないか、これが1点です。

それから、もとへ戻りまして、その1番のところ、実は助言委員会からの助言はインドネシア政府に対してそういうことを働きかける、あるいは策定するように働きかけるということが実は助言の趣旨であって、JICAがどういう調査をやって、ここでいえば交通マスタープラン調査を実施しているので、これを含めて云々かんぬんとあるんですが。むしろ主題は当事者であるインドネシア政府に十分働きかけてくださいねということが助言の趣旨なので、そのところの趣旨を受け止めていただければと思います。2点ですね。

○早川 この1番目の点ですね、A3の紙の環境レビュー方針のモニタリングのところですが、工事中及び供用時のモニタリングの詳細な項目というのがありますが、この供用時のモニタリングというところがこちらのいただいているご助言の部分に應えるものというふうに考えております。ただ、若干この環境レビュー方針の書きぶりが少し味気ないというのも変なのですが、非常に淡白な書き方になっておりますので。

○田中副委員長 ちょっとずれているかもしれません。ごめんなさい、僕が言っているのはこちらの対処方針のほうの(2)で、これは2つのことを言っていて、前段が長期的な意見に対して考慮すること、後段がモニタリングについて注意深く行うこと、つまりモニタリングもしっかりやってくださいと、この2つのことを言っているんですね。私が言ったのはこの(2)の中の1番、前半のほうで、これは多分こちらのA3版のレビュー方針では、公害関連という項目のところにおさまっているんだろうと思うんです。公害関連のこの項目の書きぶり、記述の仕方があくまで短期的な影響のところ注目をしていて書いてあるんだけれども、こちらの助言のほうは中長期的な影響を含めて対応するような働きかけをしてくださいと、こういうことを言っています。そこを受け止めてくださいね、というのが

私のコメントの趣旨です。

○早川 この公害関連のところ、もしかしたらちょっと私の理解が悪くて申しわけございません。公害関連のところですが、確認済み事項、それから環境レビュー方針のところ、いずれについても短期的な視点のものが主なので、より長期的な影響についてもという趣旨でございますよね。

○木村 すみません、確かに上段のところの大気質というところにつきましては、短期的なことにする記述しか記載してございません。それで、ご指摘の中長期のことも配慮したことを行うようにということなのですが、それは確かに難しいものでして、そういった意味では1点目のご助言と連動した形で、先ほどご指摘のあった呼び込み効果等も勘案して、ジャカルタ首都圏の交通インフラ全体をどうすべきかというところを勘案していく、あるいは全体として交通渋滞が緩和するようにジャカルタ州なりインドネシア政府に働きかけていくということで対応させていただきたいと思います。

○田中副委員長 そういう方向だと思いますので、そういうレビューの方針というんですかね、そういうことを相手国政府に働きかけるということをぜひ盛り込んでいただきたいということです。

○木村 はい、承知しました。ありがとうございます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

現在の書類の中でもこちらの対処方針案の1番目には若干そのあたりが書かれていると思うんですが、これも一応公表資料になりますので、これもあわせて読めばわかるのですが、できればこのレビュー方針の中にその点も明記をお願いしたいということだと思います。

福田委員。

○福田委員 今の議論との関係でいえば、基本的にはこの環境レビュー方針というものを向こうに持って行って、これに基づいて相手国政府との協議が行われるという種類のものだと思いますので、助言に対する対処案は対処案として作成していただいて非常にわかりやすいのですが、しかし最終的にはここに落とし込まれて、ここを議論すれば私たちの問題意識もそこで反映されるというのが一番効果的かなという感じを受けています。

もう1個、ちょっとこれはこの案件、具体的な話から離れるかもしれないんですが、環境モニタリングの結果が公表されるのかどうか、あるいは公表されるとしてどのように公表されるのかということについて、これガイドライン上努力義務ということで今回いろいろ

な議論があった結果そういう形で盛り込まれている内容なのですが、これはどの案件についても基本的には確認してきていただきたいというふうに思うんですね。もちろんクリアできないから融資できないという種類のものでは、もちろん努力義務なのでないわけですが、しかしこれがどこまでできるのか、どういう障害なのかということも含めて今後いろいろな議論になると思いますし、やはり非常に重要な事項だと思いますので、基本的にはどの案件でもこの点について環境レビューの中で確認していただければなというふうに思います。むしろ審査部の方をお願いということになるかもしれないのですが。

○河野 おっしゃるとおり、モニタリングについては審査時に先方政府と協議を行って、どういった点についてモニタリングするのか、どういったものについて公開するのかということを含意していくことになっております。きちんとやりたいと思います。

○福田委員 ということで、それもここに書いて。先ほど実は書いてあったんですけども、今は書かれていなかったんで、ちょっとそうするとやらないのか、確認しないのかなとついつい、すみません、思ってしまうものですから、明記していただければと思います。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

それで、ワーキングの開催の是非ですが、こちらについてはいかがでしょう。特にご意見がなければ、こちらについての開催はしないという方向で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、その形で進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

最後は、3番目がバヌアツの多目的埠頭整備事業に関するものです。これは先ほど助言文書確定をしていただいたものですが、続けての議論ということですね。では、用意ができましたらご説明をお願いします。

○三村 そういたしましたら、バヌアツ共和国ポートビラ港国際多目的埠頭整備事業協力準備調査についてご説明申し上げます。

今回はこの協力準備調査を昨年から実施をいたしまして、現在最終報告書案をとりまとめているところでございます。これまでに2回助言委員会のワーキンググループを開催いただきまして、その中で助言案を策定いただき、先ほど委員長からお話がありましたとおり、本日休憩前に助言が確定したという状況でございます。

本日お手元に資料を3点用意してございます。まず1つは、映っておりますパワーポイントのプリントアウトしたもの、それから対照表になっております協力準備調査報告書ドラ

フト（助言対処方針案）というものの、それから、A3の環境レビュー方針、この3点でございます。まず、案件の概要につきまして簡単にこちらのパワーポイントのほうで説明をさせていただきますと思います。

まず、案件の背景でございますけれども、バヌアツ共和国、24万人ほどの小さい国でございますが、オーストラリアに近く、観光と畜産が主な産業でございます。特にオーストラリアの経済的な好調もございます。大洋州の中では非常に高い経済成長を示しております。また、観光、特にクルーズ船の寄港が多くございまして、そういったことと、あと畜産物の輸出、あるいは国内への輸入物品、そういったもので国際航路の船舶の往来が非常に多いと。一方で港湾の適地が少ない、港の整備が余り進んでいないということで、こういう港湾インフラの未整備というものが経済にとってマイナスに働いているという状況がございます。今般首都のポートビラの国際埠頭の拡張整備というものが要請されているところでございます。

○村山委員長 すみません、この案件は既にワーキングで議論されて、今回も議論されるとすれば恐らくワーキングの方々だと思うので、時間も結構すぎているので、概要については本当にごく簡単にご説明いただいて、むしろ助言対処方針についてお話を詳しくいただいたほうがいいかなと思います。

○三村 わかりました。本件でございますけれども、もともとのFSにつきましてはオーストラリアが2010年までに実施をしております。その中で環境面についても調査をしております。バヌアツ政府のEIAを取得しているという状況でございます。一方でその中で足りない部分があるということで、今回の協力準備調査の中で補足的な調査を行ったところでございます。それで、こちらにございますように、ドラフトファイナルレポートを先ほどワーキンググループのほうに提示いたしまして、助言案をいただいたところということでございます。

そうしましたら、こちらの助言対処方針案のほうに移りまして、概略を説明をさせていただきますと思います。

全部で31の項目がございますが、この中で報告書の中に記述すること、反映することというものがございますが、これについてはこちらの右側のコラムにございますように反映しております。番号で申しますと4、5、6番、8番から17番、23番、29番、30番でございます。この中から1つ取り上げさせていただきます。15番についてでございますけれども、先ほど二宮主査のほうから排水の関係について取組が十分ではないのではないかというご

示唆がございました。この点につきましては、環境負荷の少ない日本の基準に合致した形の浄化槽の導入ということを想定いたしまして報告書の中に記述してまいります。

それ以外のところでございますけれども、主には5つございまして、まず1つは、ご助言の中で環境管理モニタリングに関して修正すべきというご指摘が2つございます。それは7番のジュゴン・ウミガメのモニタリング調査の部分と、あと18番のサンゴ礁のモニタリングの供用後も継続するようというお話でございます。この点につきましてはご助言に従いましてモニタリングを継続実施していくという形で対応したいと思っております。

次に、バヌアツ政府に対して提言すべき項目ということで4つほど大きなものがございました。1つ目が、ポートビラ湾全体の持続的な利用の促進、これを図るようということでございますが、これは番号で申しますと2番、20番、22番、25番、26番、27番、31番、こういったところにご助言をいただいているところでございます。これに関しましては、2番にございますが、湾内の利用総合計画の策定ということ、これをまずバヌアツ側に今回の協議のときにも求めてまいりたいと思います。また、このポートビラ湾の中では本件事業のみならず、ほかの国内埠頭の事業、アジア開発銀行がやっている事業でございますが、こういったものほかの事業もございますので、こういったほかの事業との間の複合的な影響ということをかんがみまして、ステークホルダーあるいはほかの開発パートナーとの協議というものを行っていききたいと思っております。また、こういったほかの計画との間での共通の環境管理、モニタリングのためのプラットフォームをつくっていくということをバヌアツ側に提言してまいりたいと思っております。

2つ目は、バヌアツの全体の自然環境保全の計画ということ、これについてのご助言がございました。これは24番、28番、31番のあたりでございますけれども。まず、上位計画として全国レベル、それから島レベルという段階的な開発計画、インフラの整備ですとか観光開発も含めてサンゴを含む自然環境保全計画を全国レベル、島レベルでつくっていくようということでございます。こういった上位の計画に基づいて、さらにはポートビラ湾の総合的なインフラ整備計画を策定するようということをバヌアツ側への提言として、提言は全部9章のほうになりますけれども、9章のほうに入れてまいりたいと思っております。

また、先ほども申しましたように、ポートビラの湾内での事業というのは日本のみならずほかのドナーも取り組もうとしておりますので、ADB等のほかのドナー、開発パートナーとの間でポートビラ湾内の持続的な利用の促進に向けた連携、協議というものを行って

まいりたいと思います。

また、水質管理あるいはモニタリングの能力向上ということ为先方にもニーズを聞きまして、本件事業の中、あるいは別途技術協力という形で実施していきたいと思います。

また、サンゴのモニタリング能力につきましては別途実施を予定しております技術協力、豊かな前浜プロジェクトの中で先方水産局の能力向上というものを図ってまいりたいというふうに思っております。

4点目が今のモニタリング等にかかわる人材あるいは組織の強化ということで、これは19番、21番、26番で記述がされておりますが、これについては今申しましたように本件事業あるいは別途技術協力の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上の助言も踏まえまして、環境レビュー方針ということでA3の資料をごらんいただければと思います。本件をもちまして、次回バヌアツ側との協議に臨みたいと思っておりますが、まず上半分が確認済みの事項ということで、これはオーストラリアによるFS、あと私どもによる環境の補足的な協力準備調査、この中で明らかになってきたことでございます。下半分の環境レビュー方針が先方との協議してまいることでございます。

まず、全般的事項のところ、1つ目としてモニタリングについてその方法ですとか、あるいは2つ目として情報公開の方法、これを確認していく、また先方にもしかるべく行うように働きかけていくということでございます。

3)として、バヌアツ政府に対する提言といたしまして、先ほど申しました大きなところからの計画の策定と、またポートビラ湾の持続的な利用ができるようにというそういうポートビラ湾の持続的な利用のための計画づくり、あるいはプラットフォームづくりということ为先方に提言をしてまいります。

また、一番最後 となっておりますけれども、ほかの開発パートナーとの間の協議、これを今後も重視をしてまいります。

2つ目のコラムに移りまして、公害関連でございますけれども、水質汚濁あるいは廃棄物管理につきまして、国内法の整備等につきまして不明確な部分がございますので、これについては次回確認をしてまいります。

また、その次のコラムで、自然環境のところでございますが、先ほど申し上げましたジュゴン・ウミガメ、それからサンゴのモニタリングにつきましては、事業実施後も継続的に行っていくということで、これまでの先方への説明と変わってきているところでございますので、これはしっかり実施をしていくということで先方と確認をしてまいりたいと思

います。

以上のような環境レビュー方針をもちまして先方との実施の協議に臨みたいというふう
に考えております。ご意見を賜れればと思います。よろしくお願いいたします。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してご質問ご意見ありましたらお願いいたします。石田委員、
どうぞ。

○石田委員 多岐にわたることとか、非常にサンゴ礁の保全に関することをきちんととら
えていただいて、湾全体の保全に関するところまで敷衍する形で受け止めていただいて、
私個人的には非常にありがたいと思っていますが、でもすみません、3点ばかりコメントさ
せてください。

1つは、やりすぎないでほしいです。湾の保全を総合的に行って成功した事例というのは
世界で本当に少ないです。しかもこれ先進国じゃないですよ。先進国ではカリフォルニ
アとか一部の、日本だって全く成功してないです。大体はセクター別に終わるのが落ちな
んですよ。水産だけ。だから、それをバヌアツのような小さな国で経済成長があるとは
いえ、途上国でやるというときに余り要求のレベルを上げないでほしいなと思います。で
すから、私自身は計画の必要性を検討してほしいと書きましたが、計画をつくってくれと
は要求していません。それは個人的なことですけども。

それとあと、サンゴのモニタリングとジュゴンですか、やはりジュゴン、クジラ、哺乳
類というのは非常に気になる存在ですので、ぜひモニタリングはしていただきたいので
す。今のバヌアツの水産業の大きさというのはよくわからないんですけども、恐らく小
さなものだと思うんですね、こんな小さなところだから。今からJICAプロジェクトで強化
しようとしているところなので。その範囲にとどまるぐらいでちょうどいいんじゃないで
しょうかね。それもわかりません、私の判断自体があっているのかどうか、私行かしても
らわないしよくわからないのですけれども。アディショナルなマニーを大量に必要とし
てまでジュゴンを見る必要は僕はないと思っています。だから何かの観測で1カ月に1回程
度ジュゴンを見るとか、目撃情報を集めるような簡単なシステム、広報システムみたいな
のをつくるとか、ジュゴンを見かけたら賞金をあげますとか。日本だってタオルプレゼン
トしますとかTシャツプレゼントしますとかそういう形で無理のないモニタリングにして
ほしいと思っています。

ということで、長くなって申しわけないのですが、湾の保全をきちんとやるためにはADB

だとかほかのオーストラリアドナーとの協力は欠かせないのですが、協議だけでは多分まずだめだと思うんです、何も動かないと思うんです。協議、意見交換だけでは。だからといってかつて世銀が最貧国に対して貧困削減計画をみんな書かせましたけれども、ラオスとかいろいろなところに書かせましたけれども、あんなものは僕は必要ないと思っています。どこかその間に落としどころがあると思って、それはぜひ相手の国力と合わせて探っていただきたいと思うところと。

それから、サンゴやジュゴン、海洋生物の保全に関しては、もし現地でバヌアツ国の専門家がいればぜひ協議に参加させてあげてください。またはオーストラリアでも世銀の専門家でもいいんですけれども、やはり海をきちんとわかる人、海洋生物ちゃんとわかる人の意見をぜひ聞いた上で保全、サンゴモニタリングとかジュゴンだとかについては決めていただければと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○三村 どうもありがとうございます。いただいたご趣旨理解いたしまして。まず湾の全体の計画についてですけれども、非常にここは集積した場所でございますので、首都の周りで陸地のほうは首都機能あるいは商業機能が集積していて、海のほうは国内、国際の埠頭があるということでございますので、非常に集積したところでございますので、ここに集中して必要な情報、モニタリングをやっていきたいというふうに、やれる体制をまずは先方につくらせるというのが大切だと思いますので。これは豊かな前浜プロジェクト等も通じて水産局あるいは環境保全局の能力向上を図っていきたいと思います。

また、ADBその他との協議でございますけれども、今回私どもの事業のほかにADB等が国内の埠頭の整備をやってまいりますけれども、そうすると港の一体的な運用というものも必要になってくると思います。国際で入ってきた貨物を離島に送るという、そういう実際のオペレーション上の調整も必要になると思いますので、そういう調整プラス環境面でも一緒に取り組んでいくという体制がとればというふうに考えております。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。平山委員から。

○平山委員 非常に基本的な質問で申しわけないのですが、この資料が非常にわかりやすいというかいいものだと思いますのでお聞きします。上のほうの全般的事項のところに、例えば許認可ということでEIAの報告書が何年に出たというふうなことが書いてありますけれども、この内容を踏まえたものがその右のところの公害関連、自然環境云々というところにまとめてあると理解すればよろしいのでしょうか。

○三村 さようでございます。

○平山委員 ということは、ここに書いてあることのバックデータ、例えば大気汚染についてはどのような項目について調査がされて、どのような結果が出たというような一覧表のようなものは存在していると、バックデータはあると考えてよろしいのでしょうか。

○三村 その点につきましてはオーストラリアのほうで実施しております調査報告書の中でデータを取得しているということでございます。

○平山委員 はい。それで、助言との関係なんですけれども、これも非常にわかりやすく対照表をつくっていただいておりますが、その内容の反映というのはどうなんでしょうか、下のほうに主に書かれているということなんでしょうか、上も下も含めて書かれているということなんでしょうか。それともこれとは別だという感じなんでしょうか。

○三村 さようでございますね。報告書に対するご助言につきましては報告書のほうに反映してまいります。このご助言の中で例えばバヌアツ側への提言が必要であるというものにつきましてはこちらの環境レビュー方針の下のほうに反映をされております。

○平山委員 そうですか。はい、わかりました。

○村山委員長 では、二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 私は基本的なことでコメントだけなんですけれども。今石田委員にコメントいただいたことに私も同意いたします。こういう大きな助言から具体の話まで盛り込まれた内容にかなり丁寧に対応していただいたと思っておりますが。さまざまなことがたくさん含まれていまして、それでまだ相手国政府のキャパシティということについても実はワーキンググループの委員の中でも熟知している人が余りいなかったと思いますので、そういう状況を見ながらご対応いただくということで。それで、全部重要なことなんですけれども、やはり石田委員からもありましたように、全般的事項の3番のその他のところの相手国政府とか別の援助機関と協議をして、委員は協議だけではだめだというようなお話でしたけれども、協議をするというカルチャーをつくっていただくとか、そういうことがまず第一かなと思います。

あとは、非常に狭いところでさまざまな環境要素がありますので、ジュゴンの件にしてもそうですけれども、モニタリングをしていただいて、先ほど福田委員からも別の案件でありましたけれども、その報告をやはりどこかでしていただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○三村 ありがとうございます。先方政府のやはりオーナーシップを保っていく、引き出していくというのが必要だと思っております。それは協議を通じて、あるいは必要があれば日本のほうに研修のような形でお呼びして、そのキャパシティを鍛えていって、また先方のオーナーシップを引き出していくということを粘り強く取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、モニタリングの報告につきましては、現地での報告の仕方等次回しっかりと確認をいたしまして、非常に希少な海洋の哺乳類がいますので、そういったことには気を付けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、大体よろしいでしょうか。

それでは、この案件について追加のワーキングの是非ですが、開いたほうがいいのかというご意見もしあれば出していただければと思います。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、この案件についてもお報告でとどめるという形で進めさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○三村 ありがとうございます。

○村山委員長 では、これでちょうど7時ですが、案件の説明まで終わりました。特に予定をしていたわけではございませんが。

あとその他がございしますが、何か委員のほうからありますでしょうか。

なければ、今後のスケジュールを確認したいと思います。よろしくお願いします。

○河野 次回の全体会合でございますけれども、2月6日、月曜日、3時からJICA本部で行います。

昨年お話をしましたけれども、外務省の開発協力適正会議の中で松本委員からお話がありました、カンボジアの国道1号線事業につきまして、この全体会合の前に、助言委員会とは別の会議ということで1時～2時半までご報告をさせていただきたいと思っています。

○村山委員長 ということで、よろしくお願いいたします。

私は次回都合がつかないので、助言委員会のほうは副委員長に進行をお願いしたいと思っています。ただし、その前の報告会には都合をつけて参加したいと思っていますので、

よろしくお願いいたします。

では、特にほかはないようでしたら、これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後7時01分閉会